

官報

号外 昭和四十二年十二月二十二日

第五十七回 参議院會議錄第七号

昭和四十二年十二月二十二日(金曜日)

午後五時二十九分開議

○議事日程 第七号

昭和四十二年十二月二十二日

午後三時開議

第一 中央選舉管理委員会及び同予備委員の指名

第二 東京外郭環状高速道路建設反対に関する請願(二十八件)

第三 道路整備事業の財源等に関する請願

第四 埼玉県深谷市深谷バイパスの早期着工に関する請願(三件)

第五 ソ連領事館の新潟市設置に関する請願

第六 各種福祉年金の併給限度撤廃に関する請願(百六十六件)

第七 全国全産業一律最低賃金制確立に関する請願

第八 パーテナー資格法制定に関する請願(八件)

第九 全国全産業一律最低賃金制確立等に関する請願(六件)

第一〇 柔道整復師法制定に関する請願(八件)

第一一 各種福祉年金の併給限度緩和に関する請願(三件)

第一二 国立療養所の給食賄費増額に関する請願

第一三 健康保険法の抜本改正反対等に関する請願

第一四 医師・看護婦の増員に関する請願(十

一件)
第一五 戦没者遺骨収集促進に関する請願(四件)

第一六 日本沿岸の沈没艦船調査に関する請願

第一七 環境衛生金融公庫の融資対象業種として野菜果実類小売業等の指定等に関する請願(七件)

第一八 国立村山療養所の結核病床廃止反対等に関する請願(六十三件)

第一九 国民健康保険の財政強化等に関する請願

第二〇 重症及び重度心身障害児(者)対策として東北に国立コロニー新設に関する請願

第二一 季節保育所に対する国庫補助の存続に関する請願

第二二 衛生検査扶師法の一部改正に関する請願(三件)

第二三 戦時勤労学徒等準軍属に対する援護法改正等に関する請願(二件)

第二四 医療保険の抜本改善反対等に関する請願

第二五 原爆被害者援護法制定に関する請願(二十三件)

第二六 ソ連長期抑留者処遇に関する請願(二件)

第二七 原爆被害者救援に関する請願

第二八 国立療養所の医師及び看護婦の充足に関する請願

第二九 音楽、舞踊、演劇、映画等の入場税撤

廃に関する請願(六件)

第三〇 公共事業費等の一律繰延べ緩和措置に関する請願(二件)

第三一 中小零細企業に対する融資制度に関する請願(百十三件)

第三二 揮発油税等の増税反対に関する請願

第三三 売上税の創設反対に関する請願

第三四 常磐電車車両改良促進に関する請願(二十六件)

第三五 対馬航路改善に関する請願(二件)

第三六 東北新幹線の早期建設に関する請願

第三七 北陸新幹線鉄道建設促進に関する請願(二件)

第三八 「海上交通法」制定にあつての漁業者の保護に関する請願

第三九 日本国有鉄道信濃川工事局の存置に関する請願

第四〇 新潟、ハバロフスク間の航空路開設に関する請願

第四一 急傾斜地崩壊による災害防止法の早期制定に関する請願

第四二 干害対策に関する請願

第四三 埼玉県加須市東栄町に特定郵便局設置に関する請願

第四四 高知県須崎市に無集配特定郵便局設置に関する請願

第四五 公営による水力発電事業の推進に関する請願

第四六 地方財源確保対策の充実等に関する請願

第四七 人口の都市流出に伴う過疎地域対策の充実強化に関する請願

第四八 地方交付税率の二パーセント引下げ反対に関する請願

第四九 新年度地方財政政策に関する請願(二件)

第五〇 地方交付税率引下げ反対に関する請願(三件)

第五一 陸運行政等に従事する国家公務員の身分を地方公務員とすることに關する請願(二件)

第五二 長野県飯山市における市の超過負担解消に関する請願

第五三 社会保険、国民年金、職業安定の行政事務及び職員的身分の地方自治体への移管に関する請願

第五四 冬季スポーツ施設に対する国の助成措置に関する請願

第五五 幼児教育振興に関する請願

第五六 学校給食費補助打ち切り反対等に関する請願

第五七 養護教諭の必置並びに養護教諭確保のための養成対策の樹立に関する請願(二件)

第五八 勤労青少年教育の充実振興に関する請願(二十四件)

第五九 女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願(十二件)

○本日の會議に付した案件

一、日程第一

一、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、昭和四十二年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

昭和四十二年十二月二十二日 参議院會議録第七号 議長の報告 會議 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

昨二十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員	中村 英男君
地方行政委員	鍋島 直昭君
大蔵委員	瓜生 清君
社会労働委員	館 哲二君
同	藤原 道子君
同	横川 正市君
農林水産委員	達田 龍彦君
同	鶴岡 哲夫君
同	向井 長年君
同	森 勝治君
通信委員	瀨谷 英行君
同	村田 秀三君
建設委員	西郷吉之助君
同	稲葉 誠一君
同	中沢伊登子君
同	春日 正一君
同	田中 茂穂君
同	横井 太郎君
同	岡 三郎君
同	戸田 菊雄君
同	岩間 正男君
同	光村 甚助君
議院運営委員	鶴岡 哲夫君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	
内閣委員	館 哲二君
地方行政委員	向井 長年君
大蔵委員	鍋島 直昭君
社会労働委員	村田 秀三君
同	瀨谷 英行君
同	森 勝治君
同	中村 英男君
同	瓜生 清君

通信委員	達田 龍彦君
同	横川 正市君
建設委員	藤原 道子君
同	古池 信三君
同	野上 元君
同	片山 武夫君
同	岩間 正男君
同	黒木 利克君
同	和田 鶴一君
同	光村 甚助君
同	中村 英男君
同	春日 正一君
同	岡 三郎君
議院運営委員	同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。	
石炭対策特別委員	片山 武夫君
沖繩問題等に関する特別委員	向井 長年君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	
石炭対策特別委員	向井 長年君
沖繩問題等に関する特別委員	片山 武夫君
同日委員会において当選した理事は左の通りである。	
法務委員会	理事 山田 徹一君 (山田徹一君の補欠)
通信委員会	理事 達田 龍彦君 (森勝治君の補欠)
決算委員会	理事 光村 甚助君 (岡三郎君の補欠)
同日委員長から左の報告書が提出された。	
地方行政委員会請願審査報告書(第一号)	
外務委員会請願審査報告書(第一号)	
大蔵委員会請願審査報告書(第一号)	
文教委員会請願審査報告書(第一号)	
社会労働委員会請願審査報告書(第一号)	
運輸委員会請願審査報告書(第一号)	
通信委員会請願審査報告書(第一号)	
災害対策特別委員会請願審査報告書(第一号)	

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和四十二年度一般会計補正予算(第一号)

昭和四十二年度特別会計補正予算(特第1号)

昭和四十二年度政府関係機関補正予算(機第1号)

取引所税法の一部を改正する法律案

同日国会において議決した左の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

昭和四十二年度一般会計補正予算(第一号)

昭和四十二年度特別会計補正予算(特第1号)

昭和四十二年度政府関係機関補正予算(機第1号)

同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。

昭和四十二年度一般会計補正予算(第一号)

昭和四十二年度特別会計補正予算(特第1号)

昭和四十二年度政府関係機関補正予算(機第1号)

同日本院は、日本銀行政策委員会委員に大久保太三郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による昭和四十一年度(出納整理期間を含む。)における予算使用の状況の報告を受領した。

同日内閣から左の報告書を受領した。

第五十三回国会参議院において採択された諸議の処理経過

本日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は直ちにこれを議院運営委員会に付託した。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

本日衆議院から左の議案が提出された。よって議長は直ちにこれを議院運営委員会に付託した。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

本日委員長から左の報告書が提出された。

一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

特別職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案可決報告書

昭和四十二年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案可決報告書

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

○議長(重宗雄三君) これより今日の會議を開きます。

日程第一、中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名。

指名する委員及び同予備委員の数は、それぞれ五名でございます。

○藤田正明君 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名は、いずれも議長に一任することの動議を提出いたします。

○永岡光治君 私は、ただいまの藤田君の動議に賛成いたします。

○議長(重宗雄三君) 藤田君の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(重宗雄三君) 御異議ないものと認めます。よって、議長は、中央選挙管理委員会に、大浜英子君、近藤英明君、藤牧新平君、岡崎三郎君、

石田次男君を、
同予備委員に、小島憲君、近藤操君、横山泰治君、手島博君、小沢省吾君を
指名いたします。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案、
(いずれも内閣提出、衆議院送付)、

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。内閣委員長豊田雅孝君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年十二月十九日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(一) 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正
第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「左に」を「次に」に改め、同条第一号及び第四号中「発すること」を「発すること」に改め、同条第二号中「決定すること」を「決定すること」に改め、同条第三号中「改訂を」を「改定に」に改め、同条第五号中「改訂を」を「報告すること」に改め、同条第六号中「附則第二十三項を」を「附則第二十五項に、」を「行なうこと」を「行なうこと」に改め、同条第七号中「申立を」を「申立て」に改め、同条第八号中「責に任ずること」を「責めに任ずること」に改める。

第五条第一項中「扶養手当」の下に「調整手当」を加える。

第十条の三第一項中「第一号及び」を「第一号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から七年以内、」に、「五千元」を「一万元」に改める。

第十一条の二の次に次の二条を加える。

(調整手当)
第十一条の三 調整手当は、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域で人事院規則で定めるものに在勤する職員に支給する。その地域に近接し、かつ、民間における

賃金、物価及び生計費に関する事情がその地域に準ずる地域に所在する官署で人事院規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

2 調整手当の月額、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 甲地 百分の六
二 乙地 百分の三

3 前項の甲地及び乙地は、人事院規則で定める。

第十一条の四 職員が在勤する地域を異にして異動した場合(職員の在勤する官署の所在地が異動した場合を含む。以下同じ)において、当該異動の直後に支給されるべき調整手当の月額(俸給、俸給の特別調整額又は扶養手当の月額に異動があつた場合においては、これらに異動がなかつたものとした場合における調整手当の月額)が当該異動の直前に支給されてゐた調整手当の月額に達しないこととなるとき、又は調整手当が支給されないこととなるときは、当該職員には、前条の規定にかかわらず、当該異動の日から二年間、当該異動の直前に在勤してゐた地域に在勤するものとした場合に支給されることとなる調整手当を支給する。ただし、当該職員が同日から二年の期間内にさらに在勤する地域を異にして異動した場合における当該職員に対する調整手当の支給については、人事院の定める

ところによる。

第十九条の見出し中「当り」を「当たり」に改め、同条中「当り」を「当たり」に改め、「俸給の月額」の下に「及びこれに対する調整手当の月額の合計額」を加え、「除した額」を「除して得た額」に改める。

第十九条の二第一項中「四百二十円」を「五百十円」に、「五百四十円」を「七百六十五円」に、「三千円」を「三千六百円」に改める。

第十九条の三第二項中「扶養手当の月額」の下に「並びにこれに対する調整手当の月額」を加え、「左の」を「次の」に改める。

第十九条の四第二項中「俸給の月額」の下に「及びこれに対する調整手当の月額の合計額」を、「扶養手当の月額」の下に「並びにこれらに対する調整手当の月額」を加え、「百分の四十」を「百分の五十」に改める。

第十九条の五第一項中「第十条から第十三条まで」を「第十条から第十一の二まで、第十二条、第十三条」に改める。

第十九条の六中「扶養手当」の下に「調整手当」を加える。

第二十三条第二項及び第三項中「扶養手当」の下に「調整手当」を加え、同条第四項中「及び扶養手当」を「扶養手当及び調整手当」に改め、同条第五項中「基く」を「基づく」に改め、「扶養手当」の下に「調整手当」を加える。

別表第一から別表第八までを次のように改める。

昭和四十二年十二月二十二日 参議院会議録第七号

議事日程追加の件 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

八一

別表第一 行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	89,200	65,200	—	—	—	27,900	23,900	17,600
2	93,700	68,600	56,600	46,100	36,100	29,600	25,200	18,400
3	98,200	72,000	59,300	48,600	38,400	31,400	26,500	19,200
4	102,700	75,400	62,000	51,100	40,700	33,400	27,900	20,000
5	107,200	78,800	64,700	53,600	43,000	35,400	29,400	20,900
6	111,700	82,300	67,400	56,100	45,400	37,500	31,000	21,900
7	116,200	85,800	70,100	58,600	47,800	39,600	32,800	22,900
8	120,700	89,300	72,800	61,100	50,200	41,700	34,600	23,900
9	125,200	92,800	75,500	63,600	52,600	43,800	36,300	24,900
10	129,500	96,100	78,200	66,100	55,000	45,900	38,000	25,900
11	133,100	98,900	80,700	68,500	57,100	48,000	39,700	27,000
12	135,700	101,700	83,200	70,900	59,200	50,000	41,300	28,100
13	138,300	103,700	85,700	73,200	61,300	52,000	42,900	29,200
14	140,500	105,700	88,200	75,500	62,900	53,900	43,900	30,300
15	142,700	107,700	90,100	77,600	64,300	55,300	44,900	31,200
16			92,000	79,700	65,500	56,500		32,000
17				81,500	66,600	57,600		32,800
18				83,300	67,700	58,600		
19					68,800	59,600		
20						60,600		

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	35,700	27,700	23,900	17,800	15,100
2	37,500	29,200	25,100	18,700	15,700
3	39,300	30,700	26,400	19,600	16,400
4	41,100	32,300	27,700	20,500	17,100
5	43,000	34,000	29,000	21,500	17,800
6	44,900	35,700	30,300	22,700	18,600
7	46,800	37,300	31,600	23,900	19,400
8	48,600	38,800	33,000	25,100	20,300
9	50,400	40,300	34,400	26,300	21,200
10	52,000	41,800	35,700	27,500	22,200
11	53,600	43,300	37,000	28,700	23,200
12	55,000	44,800	38,300	29,700	24,200
13	56,400	46,300	39,600	30,700	25,300
14	57,800	47,800	40,900	31,600	26,400
15	59,200	49,200	42,200	32,500	27,400
16	60,400	50,200	43,300	33,400	28,100
17	61,600	51,200	44,400	34,200	28,800
18	62,800	52,200	45,400	35,000	29,500
19	64,000	53,200	46,200	35,800	30,200
20	65,000	54,200	47,000	36,600	30,900
21	66,000	55,200	47,700	37,300	31,600
22	67,000	56,100	48,400	38,000	32,300
23	68,000	56,900	49,100	38,700	33,000
24	69,000	57,700	49,800	39,400	33,700
25	70,000	58,500	50,500	40,100	34,400
26				40,800	35,000
27					35,600
28					36,200
29					36,800
30					37,400

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員を人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 75,400	円 65,200	円 —	円 —	円 32,300	円 26,500	円 19,300
2	78,800	68,600	52,600	42,000	34,300	27,900	20,100
3	82,300	72,000	55,100	44,300	36,300	29,400	21,000
4	85,800	75,400	57,600	46,700	38,400	31,000	21,900
5	89,300	78,800	60,100	49,100	40,500	32,800	22,900
6	92,800	81,500	62,600	51,500	42,600	34,600	23,900
7	96,100	84,200	65,100	53,900	44,700	36,300	24,900
8	99,400	86,900	67,600	56,300	46,800	38,000	25,900
9	102,100	89,200	70,100	58,700	48,900	39,700	27,000
10	104,800	91,500	72,600	61,100	51,000	41,400	28,100
11	107,000	93,800	75,000	63,200	53,100	43,100	29,500
12	109,200	96,000	77,400	65,300	55,100	44,700	30,900
13		98,200	79,700	67,400	57,100	46,300	32,000
14		100,100	82,000	69,000	59,000	47,300	32,900
15		102,000	84,100	70,400	60,200	48,300	33,800
16			86,200	71,600	61,200		
17			88,000	72,700	62,200		
18			89,800				
19			91,600				
20			93,400				
21			95,200				

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 75,400	円 65,200	円 —	円 —	円 26,500	円 23,000	円 20,500
2	78,800	68,600	52,600	37,500	28,300	24,000	21,300
3	82,300	72,000	55,100	39,800	30,300	25,100	22,100
4	85,800	75,400	57,600	42,100	32,400	26,500	23,000
5	89,300	78,800	60,100	44,400	34,500	28,200	24,000
6	92,800	81,500	62,600	46,700	36,600	30,200	25,100
7	96,100	84,200	65,100	49,200	38,700	32,200	26,500
8	99,400	86,900	67,600	51,700	40,800	34,200	28,200
9	102,100	89,200	70,100	54,200	42,900	36,200	30,100
10	104,800	91,500	72,600	56,600	45,000	38,200	32,000
11	107,000	93,800	75,000	59,000	47,100	40,200	34,000
12	109,200	96,000	77,400	61,400	49,200	42,200	36,000
13		98,200	79,700	63,500	51,300	44,200	38,000
14		100,100	82,000	65,600	53,400	46,200	40,000
15		102,000	84,100	67,700	55,500	48,200	42,000
16			86,200	69,300	57,600	50,200	44,000
17			88,000	70,700	59,500	52,200	46,000
18			89,800	71,900	61,100	54,200	48,000
19			91,600	73,000	62,300	56,200	50,000
20			93,400	74,000	63,500	58,100	52,000
21			95,200	75,000	64,600	59,700	53,900
22				76,000	65,600	60,900	55,500
23				77,000	66,600	62,000	56,700
24					67,600	63,000	57,800
25					68,600	64,000	58,800
26					69,600	65,000	59,800
27						66,000	60,800
28						67,000	61,800
29							62,800
30							63,800
31							64,800

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 75,400	円 65,200	円 —	円 —	円 32,300	円 26,500	円 19,600	円 —
2	78,800	68,600	52,600	42,000	34,300	27,900	20,700	—
3	82,300	72,000	55,100	44,300	36,300	29,400	21,800	17,900
4	85,800	75,400	57,600	46,700	38,400	31,000	22,900	18,700
5	89,300	78,800	60,100	49,100	40,500	32,800	24,000	19,600
6	92,800	81,500	62,600	51,500	42,600	34,600	25,100	20,600
7	96,100	84,200	65,100	53,900	44,700	36,400	26,200	21,600
8	99,400	86,900	67,600	56,300	46,800	38,200	27,500	22,600
9	102,100	89,200	70,100	58,700	48,900	40,000	28,900	23,700
10	104,800	91,500	72,600	61,100	51,000	41,800	30,400	24,800
11	107,000	93,800	75,000	63,200	53,100	43,500	32,000	25,900
12	109,200	96,000	77,400	65,300	55,100	45,100	33,600	27,200
13		98,200	79,700	67,400	57,100	46,700	35,200	28,500
14		100,100	82,000	69,000	59,000	48,100	36,700	29,800
15		102,000	84,100	70,400	60,200	49,300	38,200	31,100
16			86,200	71,600	61,200	50,500	39,700	32,300
17			88,000	72,700	62,200	51,600	41,200	33,500
18			89,800		63,200	52,600	42,500	34,600
19			91,600			53,600	43,800	35,700
20			93,400				44,800	36,600
21			95,200				45,800	37,500
22							46,800	38,400

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 66,400	円 51,000	円 39,300	円 29,600	円 21,000
2	70,000	54,100	42,100	31,400	22,000
3	73,600	57,200	44,900	33,200	23,400
4	77,200	60,300	47,700	35,000	24,900
5	80,800	63,400	50,400	37,000	26,500
6	84,400	66,200	53,100	39,000	28,100
7	88,100	69,000	55,700	41,000	29,600
8	91,800	71,800	58,300	43,100	31,100
9	95,400	74,600	60,900	45,200	32,600
10	98,900	77,000	63,500	47,300	34,000
11	102,400	79,400	65,500	49,200	35,400
12	105,900	81,800	67,500	51,100	36,800
13	109,400	83,500	69,200	52,900	38,200
14	112,000	85,200	70,900	54,700	39,600
15	114,200	86,900	72,600	56,500	41,000
16	116,400	88,500	74,200	58,100	42,300
17	118,600	90,100	75,800	59,700	43,600
18	120,800				44,900
19	123,000				46,200
20					47,400
21					48,600

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	38,400	30,000	23,600	17,600
2	40,800	31,500	24,800	18,500
3	43,100	33,000	26,000	19,500
4	45,300	34,500	27,300	20,500
5	47,500	36,300	28,600	21,500
6	49,500	38,400	30,000	22,500
7	51,500	40,600	31,400	23,600
8	53,500	42,800	32,800	24,700
9	55,200	44,700	34,300	25,800
10	56,900	46,600	35,900	26,900
11	58,500	48,500	37,500	28,200
12	60,100	50,200	39,200	29,500
13	61,700	51,900	40,900	30,800
14	63,200	53,300	42,400	32,200
15	64,700	54,500	43,900	33,600
16	66,100	55,700	45,400	35,000
17	67,500	56,900	46,900	36,300
18	68,700	58,100	48,400	37,600
19	69,900	59,200	49,500	38,600
20	71,100	60,300	50,600	39,600
21	72,200	61,400	51,700	40,500
22	73,300	62,500	52,700	41,400
23	74,400		53,700	42,300
24				43,200

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	38,600	26,800	20,900
2	65,300	49,100	41,300	28,500	22,100
3	68,900	52,200	44,100	30,200	23,300
4	72,500	55,300	46,900	32,200	24,600
5	76,100	58,400	49,700	34,200	25,900
6	79,700	61,300	52,500	36,300	27,200
7	83,300	64,200	55,300	38,500	28,800
8	86,900	67,100	57,700	40,700	30,500
9	90,500	70,000	60,100	42,900	32,500
10	94,100	72,900	62,500	45,100	34,600
11	97,700	75,600	64,900	47,300	36,700
12	101,300	78,300	67,100	49,500	38,800
13	104,900	80,700	69,300	51,700	40,900
14	108,400	83,100	71,300	53,700	43,000
15	111,900	85,500	73,300	55,700	45,100
16	115,400	87,800	75,300	57,700	47,200
17	118,900	90,000	77,300	59,700	49,300
18	122,200	92,200	79,300	61,100	51,400
19	125,500	94,300	81,200	62,500	53,100
20	128,800	96,400	83,100	63,900	54,800
21	132,100	98,200	85,000	65,200	56,200
22	135,200	100,000	86,700	66,500	57,600
23	138,300	101,800	88,400	67,800	58,700
24	140,500	103,300	90,100	69,100	59,800
25	142,700	104,800	91,400	70,300	60,800
26		106,300	92,700	71,500	61,800
27			94,000	72,700	62,800

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額
1	円 —	円 25,200	円 19,100
2	54,900	26,800	20,000
3	57,300	28,200	20,900
4	59,700	29,600	21,900
5	62,100	31,200	23,100
6	64,800	33,000	24,400
7	67,500	34,800	25,700
8	70,200	36,800	27,000
9	72,900	38,900	28,400
10	75,600	41,000	29,800
11	78,300	43,200	31,500
12	81,000	45,400	33,300
13	83,700	47,700	35,300
14	86,400	50,000	37,300
15	89,100	52,300	39,300
16	91,800	54,600	41,300
17	94,500	56,900	43,300
18	96,800	59,200	45,300
19	99,100	61,500	47,300
20	101,400	63,800	49,000
21	103,700	66,100	50,700
22	105,700	68,300	52,400
23	107,700	70,500	54,100
24	109,700	72,700	55,300
25	111,700	74,900	56,500
26		77,100	57,600
27		79,300	58,700
28		81,300	59,700
29		83,300	60,700
30		85,100	61,700
31		86,900	62,700
32		88,700	63,700
33		90,300	64,700
34		91,900	65,700
35		93,200	66,700
36		94,500	
37		95,800	
38		97,100	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額
1	円 —	円 21,900	円 19,100
2	44,600	23,600	20,000
3	46,900	25,200	20,900
4	49,200	26,800	21,900
5	51,500	28,100	23,100
6	53,800	29,400	24,400
7	56,100	30,900	25,700
8	58,400	32,600	27,000
9	60,700	34,300	28,300
10	63,000	36,200	29,600
11	65,300	38,200	31,100
12	67,500	40,300	32,600
13	69,700	42,400	34,200
14	71,900	44,500	35,800
15	74,100	46,700	37,400
16	76,300	48,900	39,000
17	78,500	51,100	40,600
18	80,500	53,200	42,200
19	82,500	55,300	43,500
20	84,400	57,400	44,800
21	86,300	59,300	45,800
22	88,100	61,200	46,800
23	89,700	62,800	47,800
24	91,300	64,400	48,800
25	92,600	66,000	
26	93,900	67,600	
27	95,200	69,000	
28	96,500	70,400	
29		71,800	
30		73,200	
31		74,600	
32		75,900	
33		77,200	
34		78,500	
35		79,700	
36		80,900	
37		82,100	
38		83,300	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表(四)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	97,600		38,600	28,200	21,900
2	101,200	55,300	41,300	29,700	23,600
3	104,800	58,400	44,100	31,300	25,200
4	108,300	61,300	46,900	33,100	26,800
5	111,800	64,200	49,700	35,000	28,200
6	115,300	67,100	52,600	37,000	29,600
7	118,800	70,100	55,500	39,100	31,200
8	122,200	73,100	58,400	41,200	33,000
9	125,500	76,100	61,300	43,400	34,800
10	128,800	79,700	64,200	45,600	36,800
11	132,100	83,300	67,100	47,900	38,800
12	135,200	86,900	70,000	50,200	40,800
13	138,300	90,500	72,900	52,500	42,800
14	140,600	94,100	75,600	54,800	44,800
15	142,800	97,700	78,300	57,100	46,800
16		101,300	80,700	59,400	48,800
17		104,900	83,100	61,700	50,600
18		108,400	85,500	64,000	52,400
19		111,900	87,800	66,200	54,200
20		115,400	90,000	68,400	55,700
21		118,400	92,200	70,600	57,200
22		120,600	94,300	72,800	58,500
23		122,800	96,400	75,000	59,800
24		125,000	97,900	77,200	60,900
25		127,200	99,400	79,400	62,000
26				81,400	63,100
27				83,400	64,200
28				85,200	
29				87,000	
30				88,800	
31				90,400	
32				92,000	
33				93,300	
34				94,600	

備考 この表は、高等専門学校に勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1			24,300	20,900	17,600
2	60,200	39,000	25,800	22,000	18,400
3	63,000	41,700	27,400	23,100	19,200
4	65,800	44,400	29,100	24,200	20,000
5	69,000	47,000	31,100	25,600	20,900
6	72,200	49,600	33,300	27,000	22,000
7	75,500	52,200	35,500	28,500	23,100
8	78,900	54,800	37,800	30,300	24,200
9	82,800	57,200	40,100	32,100	25,400
10	86,800	59,600	42,500	34,200	26,600
11	90,800	62,000	44,900	36,300	27,800
12	94,900	64,400	47,300	38,500	29,000
13	99,000	66,800	49,600	40,700	30,200
14	103,300	69,100	51,900	42,900	31,400
15	107,600	71,400	54,200	45,100	32,500
16	111,900	73,700	56,500	47,200	33,500
17	115,800	75,800	58,700	49,200	34,500
18	119,700	77,900	60,800	51,200	
19	123,400	80,000	62,900	53,000	
20	126,300	81,800	64,500	54,500	
21	129,100	83,500	66,100	55,900	
22	131,900	85,200	67,500	57,300	
23	134,700	86,700	68,900	58,400	
24	136,900	88,200	70,200	59,500	
25	139,100	89,700	71,500	60,500	
26		91,200	72,800	61,500	
27		92,700	74,100		
28		94,200			

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	83,400	59,500	—	31,600
2	87,000	62,900	50,100	33,800
3	90,600	66,300	53,200	36,000
4	94,200	69,700	56,300	38,200
5	97,800	73,100	59,300	41,000
6	101,400	76,500	62,300	43,800
7	104,600	79,900	65,300	46,600
8	107,800	83,300	68,300	49,400
9	111,000	86,700	71,300	52,200
10	114,200	90,100	74,200	55,000
11	117,400	93,300	77,100	57,700
12	120,400	96,400	79,900	59,800
13	123,400	99,500	82,700	61,900
14	126,300	102,100	85,400	64,000
15	129,100	104,700	87,100	66,100
16	131,900	106,600	88,800	68,200
17	134,700	108,500	90,300	70,200
18	136,900	110,400	91,800	72,200
19	139,100	112,300	93,300	74,000
20			94,800	75,800
21			96,300	77,200
22				78,600
23				80,000

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	67,600	48,300	31,900	23,900	20,900	18,400
2	71,100	51,000	34,100	25,200	21,900	19,200
3	74,600	53,700	36,300	26,500	22,900	20,000
4	78,100	56,400	38,600	27,900	23,900	20,900
5	81,700	59,100	40,900	29,800	25,100	21,900
6	85,300	61,800	43,200	31,400	26,400	22,900
7	88,900	64,500	45,500	33,400	27,800	23,900
8	92,000	67,000	47,900	35,400	29,200	24,900
9	95,100	69,500	50,300	37,500	30,800	25,800
10	98,100	72,000	52,700	39,600	32,600	26,600
11	101,100	74,200	55,100	41,700	34,400	27,400
12	103,100	76,400	57,200	43,800	36,200	28,100
13	105,100	78,400	59,300	45,900	37,900	28,800
14	106,900	80,400	61,400	48,000	39,600	
15	108,700	82,100	63,000	49,900	41,300	
16	110,500	83,800	64,600	51,800	42,900	
17		85,400	66,800	53,700	43,900	
18		87,000	67,000	55,100	44,900	
19			68,200	56,800	45,700	
20				57,400	46,500	
21				58,300		
22				59,200		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

号 俸	職務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
		俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1		円 40,500	円 31,400	円 23,100	円 18,900
2		42,800	33,400	24,300	19,900
3		45,100	35,600	25,600	20,900
4		47,300	37,800	26,900	22,000
5		49,500	40,000	28,200	23,100
6		51,700	42,100	29,600	24,300
7		53,900	44,200	31,200	25,500
8		56,100	46,300	32,800	26,800
9		58,300	48,400	34,400	28,100
10		60,500	50,400	36,100	29,400
11		62,600	52,400	37,800	30,800
12		64,700	54,400	39,500	32,300
13		66,400	56,200	41,200	33,800
14		68,100	57,800	42,800	35,300
15		69,700	59,100	44,100	36,800
16		71,300	60,400	45,400	38,000
17		72,900	61,600	46,600	39,200
18		74,200	62,600	47,800	40,200
19		75,500	63,600	49,000	41,200
20		76,800	64,600	50,000	42,200
21		78,000	65,600	51,000	
22		79,200	66,600	52,000	
23		80,400	67,600	53,000	
24		81,500			
25		82,600			
26		83,700			

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 指定職俸給表

号 俸	俸 給 月 額	
	甲	乙
	円	円
1	200,000	128,000
2	210,000	137,000
3	220,000	146,000
4	230,000	155,000
5	240,000	164,000
6	250,000	173,000
7	270,000	182,000
8		191,000
9		200,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(一) 一般職の職員との給与に關する法律の一部を改正する法律の一部改正)

正する法律の一部改正)

第二条 一般職の職員との給与に關する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

附則第四十一項を附則第四十三項とし、附則第三十九項及び第四十項を二項ずつ繰り下げ、附則第三十八項中「改正後の国家公務員災害補償法」を昭和四十二年改正法附則第十八項の規定による改正後の国家公務員災害補償法」に、「扶養手当、」を「調整手当、」に、「国家公務員等退職手当法第五条第三項及び行政機關職員定員法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第二十九号)附則第十四項」を「昭和四十二年改正法附則第十九項の規定による改正後の国家公務員等退職手当法第五条第三項」に、「及び扶養手当」を「並びにこれらに対する調整手当の月額」に、「扶養手当及び暫定手当」を「これらに対する調整手当の月額並びに暫定手当の月額」に改め、同項を附則第四十項とし、附則第二十七項から第三十七項までを二項ずつ繰り下げ、附則第二十六項中改正後の法第五条第一項中「扶養手当、」とあるのは「扶養手当、暫定手当、」と

を「昭和四十二年改正法第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第五条第一項中「調整手当」とあるのは「調整手当、暫定手当」とに、「改正後の法第十九条中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額と暫定手当の月額との合計額」とを「同法第十九条中「及びこれに対する調整手当の月額」とあるのは、「これに対する調整手当の月額及び暫定手当の月額」とに、「改正後の法第十九条の第三第二項中「及び扶養手当」とあるのは、「扶養手当及び暫定手当」とを「同法第十九条の第三第二項中「及びこれに対する調整手当の月額」とあるのは、「これらに対する調整手当の月額並びに暫定手当の月額」とに、「改正後の法第十九条の第四第二項中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額と暫定手当の月額との合計額」と、及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び暫定手当」とを「同法第十九条の第四第二項中「及びこれに対する調整手当の月額」とあるのは、「これらに対する調整手当の月額」と、「並びにこれらに対する調整手当の月額」とあるのは、「これらに対する調整手当の月額並びに暫定手当の月額」とに、「改正後の法第二十三条第二項及び第三項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、暫定手当」とを「同法第二十三条第二項、第三項及び第五項中「調整手当」とあるのは「調整手当、暫定手当」とに、「改正後の法第二十三条第四項中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び暫定手当」とを「同条第四項中「及び調整手当」とあるのは、「調整手当及び暫定手当」とに改め、「改正後の法第二十三条第五項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、暫定手当」とを削り、同項を附則第二十八項とし、附則第二十三項から第二十五項までを二項ずつ繰り下げ、附則第二十二項中「昭和三十七年十月一日」を「昭和四十二年八月一日」に改め、「附則第十六項」の下に、「第十七項」を加え、「十二月」を「二年」に改め、同項を附則第二十四項とし、附則第二十一項中

「従前の例」の下に「及び附則第十七項の規定の適用を受ける職員の例」を加え、「又は国家公務員共済組合」及び「国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合」に改め、同項を附則第二十三項とし、附則第十九項及び第二十項を二項ずつ繰り下げ、附則第十八項を附則第十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

20 附則第十七項の規定により支給される暫定手当の額は、俸給表の各職務の等級の号俸又は俸給月額に、当該号俸又は俸給月額に於ける前二項の規定による三級地(附則第十六項に規定する地域区分が三級地である地域をいう。)に係る暫定手当の月額に、昭和四十三年三月三十一日までは五分の一を、同年四月一日以降は五分の二をそれぞれ乗じて得た額に相当する額とする。

附則第十七項中「前項」を「附則第十六項」に改め、同項を附則第十八項とし、附則第十六項中「附則第二十一項を附則第二十三項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

17 前項に規定する職員以外の職員(附則第二十三項の規定の適用を受ける職員を除く。)にも、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第...号。以下「昭和四十二年改正法」という。)の施行の日の属する月の翌月の初日(その施行の日が月の初日であるときは、その日)から昭和四十五年三月三十一日までの間、月額の暫定手当を、人事院規則の定めるところにより支給する。

附則
(施行期日等)
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(同法第二条、第十九条の三(同条第一項に規定する基準日を十二月一日である期末手当に関する部分を除く。))及び第十九

条の四(同条第一項に規定する基準日が十二月一日である勤続手当に関する部分を除く。)を除く。以下「改正後の法」という。の規定、第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正後の昭和四十二年改正法」という。附則第十六項、第二十三項、第二十四項、第二十八項及び第四十項の規定並びに附則第七項から第十三項まで及び第十六項の規定、附則第十八項の規定による改正後の国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の規定、附則第十九項の規定による改正後の国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)の規定並びに附則第二十項の規定による改正後の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の規定は、昭和四十二年八月一日から適用する。

(最高号俸等の切替等)
3 昭和四十二年八月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高号俸又は最高号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に連算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(切替日から施行日の前日までの間の異動者の号俸等)
4 切替日からこの法律の施行の前日までの間の間において、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)
5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(旧号俸等の基礎)
6 附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(調整手当と暫定手当との調整等)
7 改正後の法第十一条の三又は第十一条の四の規定により調整手当を支給される職員(次項に規定する指定職甲欄適用職員を除く。)に対しては、改正後の昭和四十二年改正法附則第十六項、第十七項及び第二十四項並びにこの法律附則第十二項の規定にかかわらず、暫定手当は、支給しない。

8 改正後の法第六条の二第一項の規定に基づき人事院規則で指定する職員(以下「指定職甲欄適用職員」という。)で同法第十一条の三又は第十一条の四の規定により調整手当を支給されるものに支給する暫定手当の月額は、改正後の昭和四十二年改正法附則第二十三項及び第二十四項並びにこの法律附則第十二項の規定にかかわらず、改正後の昭和四十二年改正法附則第二十三項の規定により俸給とみなされる額(昭和四十二年四月一日以降においては、附則第十四項後段の規定による暫定手当の月額のうち同法附則第二十三項の規定により俸給とみなされる額に係る額)に相当する額とする。

(調整手当の額の特例)
9 改正後の法第十一条の三又は第十一条の四の規定により調整手当を支給される職員(指定職甲欄適用職員を除く。)の調整手当の月額が附則第七項の規定を適用しないものとしたならば支給されることとなる暫定手当の月額に達しない場合における当該調整手当の月額は、同法第十一条の三及び第四の四の規定にかかわらず、当該暫定手当の月額に相当する額とする。

10 改正後の法第十一条の三又は第四の四の規定により調整手当を支給される指定職甲欄適用職員の調整手当の月額が附則第八項の規定を適用しないものとしたならば支給されることとなる暫定手当の月額から同項の規定による月額を減じた額に達しない場合における当該調整手当の月額は、次項の規定により読み替えられた同法第十一条の三及び第四の四の規定にかかわらず、当該暫定手当の月額から附則第八項の規定による月額を減じた額に相当する額とする。

11 指定職甲欄適用職員に対する改正後の法第十条の三第二項の規定の適用については、当該職員に暫定手当が支給される間、同項中「俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額」とあるのは、「俸給月額及び一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第五十四号)附則第二十三項の規定により俸給とみなされる額に相当する額」とする。

(改正前の昭和四十二年改正法附則第二十二項の規定の経過措置)
12 切替日において第二条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正前の昭和四十二年改正法」という。)附則第二十二項の規定による暫定手当を支給されていた職員に対しては、切替日以降、改正後の昭和四十二年改正法附則第十六項、第十七項、第二十三項及び第二十四項の規定にかかわらず、その者が改正前の昭和四十二年改正法附則第二十二項本文の規定の適用を受けるに至つた日から二年間、その者が同項本文

の規定の適用を受ける直前に在勤していた地域に在勤するものとした場合に支給されることとなる暫定手当を支給する。ただし、当該職員が同日から二年の期間内にさらに在勤する地域を異にして異動した場合（当該職員の在勤する官署の所在地が異動した場合を含む。）における当該職員に対する暫定手当の支給については、人事院の定めるところによる。

（勤務一時間当たりの給与額の算出の特例）

13 改正後の法第十九条の規定の適用については、同条中「これに対する調整手当の月額」とあるのは、附則第九項又は第十項の規定の適用を受ける職員にあつては「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第 号）附則第九項又は第十項の規定による調整手当の月額」とし、附則第十一項の規定の適用を受ける職員にあつては「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第 号）附則第十一項の規定により読み替えられた第十一条の三第二項の規定による調整手当の月額」とする。

（昭和四十二年四月一日以降の俸給月額等）

14 改正後の法別表第一から別表第八までに掲げる俸給表の昭和四十三年四月一日以降における適用については、これらの俸給表に掲げる俸給月額は、いずれも、その額に、同日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては当該職務の等級の号俸（指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては、当該号俸）についての切替日における改正後の昭和三十三年改正法附則第十八項又は第二十三項の規定による三級地（同法附則第十六項に規定する地域区分が三級地である地域をいう。）に係る暫定手当の月額（以下「三級地支給額」という。）に五分の一を乗じて得た額に相当する額を、昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては

三級地支給額に五分の三を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日以降においては三級地支給額に五分の五を乗じて得た額に相当する額をそれぞれ加えた額に読み替えるものとし、昭和四十三年三月三十一日、昭和四十四年三月三十一日又は昭和四十五年三月三十一日において職務の等級の最高号俸（指定職俸給表の乙欄に掲げる俸給月額にあつては、同欄に掲げる最高の号俸）をこえる俸給月額を受ける職員のそれぞれ昭和四十三年四月一日、昭和四十四年四月一日又は昭和四十五年四月一日以降における俸給月額は、人事院規則で定める額とする。

この場合において、改正後の昭和三十三年改正法附則第十六項、第二十三項若しくは第二十四項又はこの法律附則第十二項の規定により職員に支給される暫定手当の月額は、改正後の昭和三十三年改正法附則第十八項、第十九項、第二十三項若しくは第二十四項又はこの法律附則第十二項の規定による暫定手当の額から、三級地支給額に、昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては五分の一を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては五分の三を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日以降においては五分の五を乗じて得た額に相当する額をそれぞれ減じた額とする。

（給与の内払）

15 改正前の法又は改正前の昭和三十三年改正法の規定に基づいて切替日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、それぞれ、改正後の法又は改正後の昭和三十三年改正法の規定による給与の内払とみなす。この場合において、改正後の法の規定により調整手当を支給されることとなる職員に支払われた

暫定手当（指定職甲欄適用職員にあつては、改正後の昭和三十三年改正法附則第二十三項の規定により俸給とみなされる額以外の額に係るものに限る。）は、改正後の法の規定による調整手当の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

16 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

（調整手当についての人事院の措置）

17 人事院は、この法律の施行の日から起算して三年以内の改正後の法第十九条の三に規定する調整手当に關して必要と認められる措置を国会及び内閣に同時に勧告することを目途として、同法第二条第六号に規定する調査研究の一環として調整手当に關する調査研究を行なうものとする。

（国家公務員災害補償法の一部改正）

18 国家公務員災害補償法の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「扶養手当」の下に「調整手当」を加える。

（国家公務員等退職手当法の一部改正）

19 国家公務員等退職手当法の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「扶養手当の月額」の下に「並びにこれらに対する調整手当の月額」を加える。

（地方自治法の一部改正）

20 地方自治法の一部を次のように改正する。

附則第六条の二第二項中「勤務地手当にかえて調整手当又はに改め、同条第二項中暫定手当を調整手当及び暫定手当に改める。

附則第六条の四中「市町村立学校職員給与負担法第一条及び公立養護学校整備特別措置法第四条第一項を」と及び市町村立学校職員給与負担法第一条に「暫定手当を調整手当、暫定手当に改める。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

特別職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十二年十二月十九日

衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

特別職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律

（特別職の職員の給与に關する法律の一部改正）
第一条 特別職の職員の給与に關する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「ものの外を」の「外」に改め、「俸給」の下に「調整手当」を加える。

第三条第二項中「三十万円」を「四十万円」に改める。

第四条第二項中「九千四百円」を「一万五百円」に改める。

第七条の二中「期末手当」を「調整手当及び期末手当」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一	
官 職 名	俸 給 月 額
内閣総理大臣	五五〇、〇〇〇円

昭和四十二年十二月二十二日 参議院会議録第七号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

国務大臣 会計検査院長 人事院総裁	四〇〇,〇〇〇円
内閣法制局長官 公正取引委員会委員長 宮内庁長官	三二〇,〇〇〇円
検査官(会計検査院長を除く。) 人事官(人事院総裁を除く。) 政務次官	二七〇,〇〇〇円
内閣官房副長官 総理府総務副長官 侍従長	二六〇,〇〇〇円
国家公安委員会委員 公正取引委員会委員 土地調整委員会委員長 文化財保護委員会委員長 地方財政審議会会長 式部官長	二四〇,〇〇〇円
土地調整委員会委員 首都圏整備委員会の常勤の委員 社会保険審査会の委員長及び委員 労働保険審査会委員 行政監理委員会委員 地方財政審議会委員 原子力委員会の常勤の委員	一一〇,〇〇〇円

別表第二		公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員 科学技術会議の常勤の議員 運輸審議会委員 東宮大夫	
官 職 名	俸 給 月 額		
大 使	五号俸 三二〇,〇〇〇円 四号俸 二六〇,〇〇〇円 三号俸 二四〇,〇〇〇円 二号俸 二二〇,〇〇〇円 一号俸 一九〇,〇〇〇円		
公 使	四号俸 二六〇,〇〇〇円 三号俸 二四〇,〇〇〇円 二号俸 二二〇,〇〇〇円 一号俸 一九〇,〇〇〇円		
別表第三		秘書官	
官 職 名	俸 給 月 額		
	八号俸 一〇八,〇〇〇円 七号俸 九七,〇〇〇円 六号俸 八七,〇〇〇円 五号俸 七七,〇〇〇円 四号俸 六八,〇〇〇円 三号俸 五九,五〇〇円 二号俸 五一,〇〇〇円 一号俸 四五,五〇〇円		

(特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 特別職の職員の給与に関する法律の一部

を改正する法律(昭和三十二年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

附則第七項を次のように改める。

7 内閣総理大臣等に暫定手当が支給される

間、特別職の職員の給与に関する法律等の一

部を改正する法律(昭和四十二年法律第

号)第一条の規定による改正後の特別職の職

員の給与に関する法律第二条及び第五条から

第七条までの規定の適用については、同法第

二条中「調整手当」とあるのは「調整手当、暫

定手当」と、同法第五条から第七条までの規

定中「俸給」とあるのは「俸給及び暫定手当」と

する。

附則第十項中「改正後の外務公務員法」を「特

別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正

する法律附則第八項の規定による改正後の外務

公務員法」に、「俸給の」を「俸給及び調整手当の

それぞれに」、「及び暫定手当」を、「調整手当及

び暫定手当」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の特別職の職員の

給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)

の規定、第二条の規定による改正後の特別職の

職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

(以下「改正後の昭和三十二年改正法」という。)

の規定並びに次項及び附則第四項の規定並びに

附則第八項の規定による改正後の外務公務員法

(昭和二十七年法律第四十一号)の規定は、昭和

四十二年八月一日から適用する。

3 改正後の法第二条の規定により調整手当を支

給される内閣総理大臣等(秘書官を除く。)に支

給する暫定手当の月額、改正後の昭和三十三年

改正法附則第三項の規定にかかわらず、同法

附則第四項の規定により俸給とみなされる額

(昭和四十三年四月一日以降においては、附則

第五項後段の規定による暫定手当の月額のうち

同法附則第四項の規定により俸給とみなされる

額に係る額)に相当する額とする。

4 改正後の法第二条の規定により調整手当を支

給される秘書官に対しては、改正後の昭和三十

二年改正法附則第二項の規定にかかわらず、暫

定手当は、支給しない。

(昭和四十三年四月一日以降の俸給月額等)

5 改正後の法第三条の規定の昭和四十三年四月

一日以降における適用については、同条第二項

に定める俸給月額又は同法別表第一から別表第

三までに掲げる俸給月額は、いずれも、その額

に、同日から昭和四十四年三月三十一日までの

間においては当該俸給月額を受ける特別職の職

員についての昭和四十二年七月三十一日におけ

る第二条の規定による改正前の特別職の職員の

給与に関する法律の一部を改正する法律(以下

「改正前の昭和三十二年改正法」という。附則第

三項の規定による暫定手当の月額(秘書官にあ

つては、当該俸給月額を受ける秘書官について

の同日における同法附則第五項の規定による三

級地(一般職の職員の給与に関する法律の一部

を改正する法律(昭和三十三年法律第百五十四

号)附則第十六項に規定する地域区分が三級地である地域をいう。)に係る暫定手当の月額とし、以下「暫定手当支給額」という。)に二十分の三(秘書官にあつては、五分の二)を乗じて得た額に相当する額を、昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては暫定手当支給額に二十分の九(秘書官にあつては、五分の三)を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日以降においては暫定手当支給額に二十分の十五(秘書官にあつては、五分の五)を乗じて得た額に相当する額をそれぞれ加えた額に読み替えるものとする。この場合において、改正後の昭和三十三年改正法附則第二項の規定により特別職の職員に支給される暫定手当の月額は、同法附則第三項又は第五項の規定による額から、暫定手当支給額に、昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては二十分の三(秘書官にあつては、五分の二)を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては二十分の九(秘書官にあつては、五分の三)を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日以降においては二十分の十五(秘書官にあつては、五分の五)を乗じて得た額に相当する額をそれぞれ減じた額とする。

昭和四十二年十二月二十二日 参議院會議録第七号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

九四

6 改正後の法第四条第二項の規定の昭和四十三年四月一日以降における適用については、同項中「一万五百円」とあるのは、同日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては「一万五百三十三円」と、同年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては「一万五百九十九円」と、同年四月一日以降においては「一万六千六百六十五円」とする。

(給与の内払)

7 第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律又は改正前の昭和三十三年改正法の規定に基づいて昭和四十二年八月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に特別職の職員に支払われた給与は、それぞれ、改正後の法又は改正後の昭和三十三年改正法の規定による給与の内払とみなす。この場合において、改正後の法の規定により調整手当を支給されることとなる特別職の職員に支払われた暫定手当(内閣総理大臣等(秘書官を除く。)にあつては、改正後の昭和三十三年改正法附則第四項の規定により俸給とみなされる額以外の額に係るものに限る。)は、改正後の法の規定による調整手当の内払とみなす。

(外務公務員法の一部改正)

8 外務公務員法の一部を次のように改正する。
第十二条第四項中「俸給の」を「俸給及び調整

手当のそれぞれ」に改める。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年十二月十九日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律

(防衛庁職員給与法の一部改正)

第一条 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。
第四条第三項中「(以下「幹部自衛官」といふ。))を削る。

第十四条の見出し中「通勤手当」を「調整手当」に改め、同条第一項中「通勤手当」を「調整手当及び通勤手当」に改め、「初任給調整手当」の下に、「調整手当」を加え、「自衛官」を「第六条の規定の適用を受ける自衛官には調整手当及び隔遠地手当を、その他の自衛官」に改め、同条第二項中「第十二条」を「第十一条の三」に改める。

第十八条第二項中「五千七十円」を「五千五百八十円」に改める。

第十八条の二第二項中「扶養手当の月額合計額(陸曹等にあつては俸給、扶養手当及び営外手当の月額合計額とし、学生にあつては学生手当の月額とする。))」を「扶養手当の月額、これらに対する調整手当の月額並びに営外手当の月額合計額(学生にあつては、学生手当の月額)」に改める。

第十八条の三第二項中「俸給の月額(陸曹等にあつては、俸給及び営外手当の月額合計額)」を「俸給の月額、これに対する調整手当の月額及び営外手当の月額合計額」に、「扶養手当の月額合計額(陸曹等にあつては、俸給、扶養手当及び営外手当の月額合計額)」を「扶養手当の月額、これらに対する調整手当の月額並びに営外手当の月額合計額」に、「百分の四十」を「百分の五十」に改める。

第十九条中「第十一条の二」を「第十一条の三」に、「外」を「ほか」に、「初任給調整手当、扶養手当、特殊勤務手当」を「扶養手当、調整手当」

に改める。

第二十二條の二第二項中「隔遠地手当」を「調整手当及び隔遠地手当」に改める。

第二十三条第二項中「俸給等(参事官等、事務官等及び幹部自衛官にあつてはそれらに係る俸給、扶養手当及び期末手当を、陸曹等にあつては俸給、扶養手当、営外手当及び期末手当をいふ。以下この条及び次条において同じ。))」を「俸給、扶養手当、調整手当、営外手当及び期末手当(以下この条及び次条において「俸給等」といふ。))」に改める。

第二十四条第二項中「因り」を「よりに」、「第十四条から第十七条まで」を「第十四条(調整手当に係る部分を除く。)、第十六条、第十七条」に改める。

第二十五条第二項中「九千八百円」を「一万百円」に改める。

第二十七条第二項中「扶養手当」の下に、「調整手当」を加え、「但し」を「ただし」に改める。
別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表

号 俸	指 定 職		職務の 等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額			俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	甲	乙					
	円	円		円	円	円	円
1	200,000	128,000	1	99,500	72,700	—	40,200
2	210,000	137,000	2	104,500	76,500	63,100	42,800
3	220,000	146,000	3	109,500	80,300	66,100	45,400
4	230,000	155,000	4	114,500	84,100	69,100	48,000
5	240,000	164,000	5	119,500	87,900	72,100	51,400
6		173,000	6	124,500	91,800	75,100	54,200
7		182,000	7	129,500	95,700	78,100	57,000
8		191,000	8	134,500	99,600	81,100	59,800
9		200,000	9	139,500	103,500	84,100	62,600
			10	144,400	107,100	87,100	65,400
			11	148,400	110,300	90,000	68,200
			12	151,300	113,400	92,800	70,900
			13	154,200	115,600	95,600	73,600
			14	156,600	117,800	98,300	76,300
			15	159,000	120,000	100,500	79,000
			16			102,600	81,600
			17				84,200
			18				86,500
			19				88,800
			20				90,900
			21				92,900

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

昭和四十二年十二月二十二日 参議院會議録第七号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
38,600	35,800	27,900	23,700	22,100	19,700	17,800	15,900	14,900
41,000	36,900	30,200	25,600	23,600	20,800	18,700		
43,400	38,100	32,500	27,900	25,500	21,900	19,700		
45,900	40,400	34,800	30,200	27,700	23,100	20,700		
48,400	42,700	37,100	32,500	29,900	24,300			
50,800	45,000	39,400	34,800	31,900	25,500			
53,200	47,400	41,800	37,100	33,200				
55,400	49,700	44,100	39,100	34,400				
57,600	52,000	46,200	40,700	35,600				
59,800	54,200	48,300	42,200	36,800				
61,800	56,400	50,400	43,700	38,000				
63,600	58,600	52,500	45,200	39,100				
65,400	60,700	54,600	46,600	40,200				
67,200	62,800	56,600	48,000	41,300				
69,000	64,700	58,400	49,400					
70,800	66,200	59,900	50,500					
72,300	67,700	61,200						
73,500	69,100	62,500						
74,600	70,300	63,600						
	71,400	64,700						

他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

(防衛庁職員給与法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十九項を次のように改める。

(暫定手当を基礎とする給与)

19 参事官等、事務官等並びに新法別表第二の陸将、海将及び空将の甲欄又は乙欄に定める額の俸給の支給を受ける自衛官に暫定手当が支給される間、防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第 号)第一条の規定による改正後の防衛庁職員給与法(以下この項において「昭和四十二年改正後の法」という。)第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第十九条中

別表第二 自衛官俸給表

階 級 号	陸 海 空			陸 將 補 海 將 補 空 將 補	1等陸佐 1等海佐 1等空佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉
	俸 給 月 額			俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	甲	乙	丙					
俸	円	円	円	円	円	円	円	円
1	200,000	128,000	104,800	88,700	73,400	61,500	—	46,600
2	210,000	137,000	109,800	92,700	77,200	64,300	53,700	49,100
3	220,000	146,000	114,800	96,700	81,000	67,100	61,500	51,700
4	230,000	155,000	119,900	100,600	84,800	69,900	64,300	54,500
5	240,000	164,000	125,000	104,500	88,700	72,700	67,100	57,200
6		173,000	130,000	108,300	92,600	75,500	69,900	59,900
7		182,000	135,000	112,000	96,500	78,300	72,500	62,600
8		191,000	140,000	115,700	100,400	81,000	75,100	65,300
9		200,000	144,800	118,500	104,200	83,700	77,600	68,000
10			148,800	121,200	107,500	86,400	80,100	70,700
11			151,700	123,600	110,500	89,000	82,600	73,300
12			154,600	126,000	113,400	91,500	85,000	75,900
13				128,400	115,400	93,900	87,100	78,200
14					117,400	96,200	89,200	80,000
15						98,400	91,100	81,500
16						100,500	92,800	82,900
17						102,600	94,500	84,300
18						104,700	96,200	85,600
19						106,800	97,900	
20						108,700	99,600	
21						110,600	101,200	

備考 この表の陸将、海将及び空将の甲欄又は乙欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その

「及びこれに対する調整手当の月額」とあるのは、「これに対する調整手当の月額及び暫定手当の月額」と、昭和四十二年改正後の法第十八条の第二項及び第十八条の第三項中「調整手当の月額」とあるのは「調整手当の月額、暫定手当の月額」と、同法第二十三条第二項及び第二十七条第二項中「調整手当」とあるのは「調整手当、暫定手当」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。

（防衛庁職員給与法の一部改正）

第三条 防衛庁職員給与法の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 38,700	円 35,900	円 28,000	円 23,800	円 22,200	円 19,800	円 17,900	円 16,000	円 15,000
41,100	37,000	30,300	25,700	23,700	20,900	18,800		
43,500	38,200	32,600	28,000	25,600	22,000	19,800		
46,000	40,500	34,900	30,300	27,800	23,200	20,800		
48,500	42,900	37,300	32,600	30,000	24,400			
50,900	45,200	39,600	34,900	32,000	25,600			
53,300	47,500	41,900	37,200	33,300				
55,600	49,800	44,200	39,300	34,600				
57,800	52,100	46,400	40,900	35,800				
60,000	54,400	48,500	42,400	37,000				
62,000	56,600	50,600	43,900	38,100				
63,800	58,800	52,700	45,300	39,200				
65,600	61,000	54,800	46,700	40,300				
67,400	63,000	56,800	48,100	41,400				
69,200	64,900	58,600	49,500					
71,000	66,400	60,100	50,600					
72,500	67,900	61,400						
73,700	69,300	62,700						
74,800	70,500	63,900						
	71,600	65,000						

職を占める者で政令で指定するものとする。

(防衛庁職員給与法の一部改正)

第四条 防衛庁職員給与法の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「一万百円」を「一万二百円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第二 自衛官俸給表

階 級 号	陸 海 空			將 將 補	陸 將 補	1 等陸佐	2 等陸佐	3 等陸佐	1 等陸尉
				海 將 補	1 等陸佐	2 等陸佐	3 等陸佐	1 等陸尉	1 等海尉
	俸 給 月 額			空 將 補	1 等空佐	2 等空佐	3 等空佐	1 等空尉	1 等空尉
俸	甲	乙	丙	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	200,000	128,000	105,000	88,900	73,500	61,600	—	—	46,700
2	210,000	137,000	110,000	92,800	77,300	64,400	58,800	—	49,300
3	220,000	146,000	115,000	96,800	81,100	67,200	61,600	—	51,900
4	230,000	155,000	120,100	100,800	84,900	70,000	64,400	—	54,600
5	240,000	164,000	125,200	104,700	88,800	72,800	67,200	—	57,400
6		173,000	130,300	108,500	92,700	75,600	70,000	—	60,100
7		182,000	135,300	112,300	96,700	78,400	72,600	—	62,800
8		191,000	140,300	116,000	100,600	81,200	75,200	—	65,500
9		200,000	145,100	118,700	104,400	83,900	77,800	—	68,200
10			149,100	121,400	107,700	86,600	80,300	—	70,900
11			152,100	123,800	110,700	89,200	82,800	—	73,500
12			155,000	126,200	113,600	91,700	85,200	—	76,100
13				128,600	115,600	94,100	87,300	—	78,400
14					117,600	96,400	89,400	—	80,200
15						98,600	91,300	—	81,700
16						100,700	93,000	—	83,100
17						102,800	94,700	—	84,500
18						104,900	96,400	—	85,800
19						107,000	98,100	—	—
20						108,900	99,800	—	—
21						110,800	101,500	—	—

備考 この表の陸将、海将及び空将の甲欄又は乙欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官

別表第一 参事官等俸給表

号 俸	指 定 職		職務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	
	俸 給 月 額			号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	甲	乙						
1	円 201,760	円 128,532	1	円 99,902	円 73,037	円 —	円 40,429	
2	211,840	137,552	2	104,943	76,846	63,402	43,004	
3	221,880	146,598	3	109,983	80,654	66,428	45,590	
4	231,960	155,620	4	115,024	84,463	69,452	48,164	
5	242,000	164,664	5	120,064	88,271	72,480	51,633	
6		173,688	6	125,103	92,191	75,508	54,445	
7		182,744	7	130,145	96,111	78,536	57,243	
8		191,800	8	135,184	100,038	81,562	60,044	
9		200,856	9	140,221	103,958	84,587	62,845	
			10	145,033	107,655	87,613	65,648	
			11	149,062	110,790	90,414	68,448	
			12	151,974	113,923	93,215	71,253	
			13	154,884	116,164	96,015	74,058	
			14	157,348	118,405	98,814	76,752	
			15	159,812	120,646	100,941	79,441	
			16			103,068	82,019	
			17				84,594	
			18				86,944	
			19				89,295	
			20				91,306	
			21				93,319	

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
38,900	36,100	28,300	23,900	22,300	20,000	18,000	16,100	15,100
41,400	37,300	30,600	25,900	23,900	21,100	18,900		
43,900	38,500	32,900	28,200	25,800	22,200	19,900		
46,400	40,800	35,200	30,500	28,000	23,400	20,900		
48,900	43,200	37,600	32,900	30,200	24,600			
51,300	45,600	40,000	35,200	32,300	25,800			
53,700	47,900	42,300	37,500	33,600				
56,000	50,200	44,600	39,700	34,900				
58,300	52,500	46,800	41,200	36,100				
60,400	54,800	48,900	42,700	37,300				
62,400	57,100	51,000	44,200	38,500				
64,300	59,300	53,100	45,700	39,700				
66,200	61,400	55,200	47,200	40,800				
68,000	63,500	57,200	48,600	41,900				
69,800	65,400	59,100	50,000					
71,600	67,000	60,600	51,100					
73,000	68,500	61,900						
74,200	69,900	63,200						
75,300	71,100	64,400						
	72,200	65,500						

の官職を占める者で政令で指定するものとする。

別表第二 自衛官俸給表

階 級 号 俸	陸 海 空			將 將 將	陸 將 補 海 將 補 空 將 補	1 等陸佐 1 等海佐 1 等空佐	2 等陸佐 2 等海佐 2 等空佐	3 等陸佐 3 等海佐 3 等空佐	1 等陸尉 1 等海尉 1 等空尉
	俸 給 月 額			俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	甲	乙	丙						
1	円 201,760	円 128,532	円 105,700	円 89,500	円 74,000	円 62,100	—	円 47,100	
2	211,840	137,552	110,800	93,400	77,800	64,900	59,300	49,600	
3	221,880	146,598	115,900	97,400	81,600	67,700	62,100	52,200	
4	231,960	155,620	121,000	101,400	85,500	70,500	64,900	55,000	
5	242,000	164,664	126,100	105,400	89,400	73,300	67,700	57,800	
6		173,688	131,200	109,200	93,300	76,200	70,500	60,600	
7		182,744	136,200	113,000	97,300	79,000	73,100	63,300	
8		191,800	141,200	116,700	101,300	81,800	75,700	66,000	
9		200,856	146,100	119,500	105,100	84,500	78,300	68,700	
10			150,100	122,200	108,400	87,200	80,900	71,400	
11			153,100	124,600	111,500	89,800	83,500	74,100	
12			156,000	127,000	114,300	92,300	85,800	76,700	
13				129,400	116,400	94,700	87,900	78,900	
14					118,400	97,100	90,000	80,700	
15						99,300	91,900	82,300	
16						101,400	93,700	83,800	
17						103,500	95,400	85,100	
18						105,600	97,100	86,400	
19						107,700	98,800		
20						109,600	100,500		
21						111,500	102,200		

備考 この表の陸将、海将及び空将の甲欄又は乙欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他

附則

(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第 号）の施行の日の属する月の翌月の初日（その施行の日の初日であるときは、その日）から、第四条の規定は昭和四十三年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の防衛庁職員給与法（同法第十八条の二（同条第一項に規定する基準日が十二月一日である期末手当に関する部分を除く。）及び第十八条の三（同条第一項に規定する基準日が十二月一日である勤勉手当に関する部分を除く。）を除く。以下「新法」という。）の規定、第二条の規定による改正後の防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（以下「改正後の昭和三十三年改正法」という。）の規定並びに附則第九項から第十四項まで及び第十八項の規定は、昭和四十二年八月一日から適用する。（俸給の切替え）
- 3 昭和四十二年八月一日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額、附則第五項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級（自衛官にあつては、階級。以下同じ。）におけるその者が受けていた俸給月額に对应する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。（改正前の俸給月額を受けていた期間の通算）
- 4 前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）第八條第六項の規定の適用については、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間）を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。（最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等）
- 5 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれをこえる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、一般職の国家公務員の例に準じて総理府令で定める。（切替日から施行日の前日までの間に異動した職員の俸給月額等）
- 6 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、第一条の規定による改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（以下「昭和四十二年一般職給与改正法」という。）による改正前の一般職給与法別表第一、別表第四若しくは別表第五（ハを除く。）から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定めるところによる。（切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整）
- 7 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。（改正前の俸給月額の基礎）
- 8 附則第三項から前項までの規定の適用については、旧法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。（調整手当と暫定手当との調整等）
- 9 新法第十四条の規定により調整手当を支給される職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。）に対しては、改正後の昭和三十三年改正法附則第十六項の規定にかかわらず、暫定手当は、支給しない。
- 10 新法第六条第一項の規定に基づく政令で指定する職員（以下「指定職申請適用職員」という。）で新法第十四条の規定により調整手当を支給されるものに支給する暫定手当の月額は、改正後

の昭和三十三年改正法附則第十六項の規定にかかわらず、同項後段の規定により俸給とみなされる額に相当する額とする。

(調整手当の額の特例)

11 新法第十四条の規定により調整手当を支給される職員(指定職甲欄適用職員を除く。)の調整手当の月額が附則第九項の規定を適用しないものとしたならば支給されることとなる調整手当の月額に達しない場合における当該調整手当の月額は、同条第二項において準用する一般職給与法第十一条の三及び第十一条の四の規定にかかわらず、当該調整手当の月額に相当する額とする。

12 新法第十四条の規定により調整手当を支給される指定職甲欄適用職員の調整手当の月額が附則第十項の規定を適用しないものとしたならば支給されることとなる調整手当の月額から同項の規定による月額を減じた額に達しない場合における当該調整手当の月額は、次項の規定により読み替えられた同条第二項において準用する一般職給与法第十一条の三及び第十一条の四の規定にかかわらず、当該調整手当の月額から附則第十項の規定による月額を減じた額に相当する額とする。

る額とする。

13 指定職甲欄適用職員に対する新法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の三第二項の規定の適用については、当該職員に調整手当が支給される間、同項中「俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額」とあるのは、「俸給月額及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十五号)附則第十六項後段の規定により俸給とみなされる額に相当する額」とする。

(勤務一時間当たりの給与額の算出の特例)

14 新法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十九条の規定の適用については、同条中「これに対する調整手当の月額」とあるのは、附則第十一項又は第十二項の規定の適用を受ける職員にあつては「防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第 号)附則第十一項又は第十二項の規定による調整手当の月額」とし、前項の規定の適用を受ける職員にあつては「防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第 号)附則第十三項の規定により読み替えられた第十一条の三第二項の規定による調整手当の月額」とする。

る。

(昭和四十三年四月一日以降の俸給月額等)

15 事務官等に対する一般職給与法別表第一、別表第四及び別表第五(ハを除く。)から別表第八までに掲げる俸給表の昭和四十三年四月一日以降における適用については、昭和四十二年一般職給与改正法附則第十四項の規定の例による。

16 昭和四十四年四月一日以降における第四条の規定による改正後の防衛庁職員給与法別表第一及び別表第二に定める俸給月額並びに同法第二十五条第二項に定める学生手当の月額については、昭和四十二年一般職給与改正法附則第十四項の規定による一般職の国家公務員の俸給月額等に係る措置との権衡上必要な改定を行なうものとする。

(給与の内払)

17 旧法又は第二条の規定による改正前の防衛庁職員給与法の一部を改正する法律の規定に基づいて切替日からこの法律の施行の日の前日まで間に職員に支払われた給与は、それぞれ、新法又は改正後の昭和三十三年改正法の規定による給与の内払とみなす。この場合において、新

法の規定により調整手当を支給されることとなる職員に支払われた調整手当(指定職甲欄適用職員にあつては、改正後の昭和三十三年改正法附則第十六項後段の規定により俸給とみなされる額以外の額に係るものに限り)は、新法の規定による調整手当の内払とみなす。

(政令への委任)

18 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

〔豊田雅孝君登壇、拍手〕

○豊田雅孝君 ただいま議題となりました三法律案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、去る八月十五日に提出された人事院勧告を実施するため、一般職の職員の給与について、全俸給表の俸給月額を平均七％引き上げること、新たに調整手当を設け、現在の暫定手当を整理すること、三月に支給する勤勉手当を〇・一月分増額すること、宿日直手当及び医師に対する初任給調整手当を改善すること等の改正

を行なうこととし、これらの改正を本年八月一日から実施しようとするものであります。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に準じて、特別職の職員及び防衛庁職員の俸給月額等について、それぞれ所要の改正を行なおうとするものであります。

委員会におきましては、以上三法案を一括して審査し、都市手当を調整手当に改めた理由、勧告の実施時期に関する問題等につきまして、熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、まず、日本社会党を代表して北村委員より、人事院勧告の実施時期が尊重されていない等の理由により、三法案の原案に反対し、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対し、その実施時期を五月一日に改める旨の、社会、公明、民社の三党共同提案にかかる修正案が提出されました。次いで、自由民主党を代表して石原委員より、三法案の原案に賛成、修正案に反対の

旨、公明党を代表して鬼木委員より、民主社会党を代表して中沢委員より、それぞれ三法案の原案に反対、修正案に賛成の旨の発言がありました。

また、北村委員提出の修正案に対しては、田中総理府総務長官より、内閣の意見として、本年度の財政事情にかんがみ賛成しがたい旨の発言がありました。

討論を終わり、採決の結果、まず、北村委員提出の修正案は否決され、三法案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

また、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対し、石原委員より、人事院勧告の実施時期及び調整手当の支給地域の決定に関する自民、社会、公明、民社各党共同提案にかかる附帯決議案が提出され、全会一致で本委員会の決議とすることに決定いたしました。

本決議に対し、田中総理府総務長官より、御趣旨に沿ひ努力する旨の発言がありました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 三案に対し討論の通告がございます。順次発言を許します。伊藤道君。

〔伊藤道君登壇、拍手〕

○伊藤道君 私は、日本社会党を代表いたします。ただいま議題となりました給与関係三法案に反対の討論を行ないたいと思います。

正当な労働に対し、正当な賃金を支払うことは使用者としての当然の責務であります。このことは、労使関係の安定をはかる上において最も重要なことであります。自由民主党政府の経済政策の失敗から、消費者物価の高騰、生計費の上昇を招いております。本年に入りまして、消費者米価、医療費、交通費等々、政府が認可または関与の権限を持つておる公共料金の引き上げをはじめとしたしまして、その他の諸物価が軒並みに上昇し、特に本年における消費者物価の上昇率は急激に高まっておるのであります。これに反し、勤労者の賃金の上昇は毎年の物価上昇率に追いつかず、その生活は日々その苦しさを加えつつあるのが現状でございます。中でも公務員は、全体の奉仕者として職務に専念する義務を与えられ、日夜忠実にその職務の遂行に当たっております。しかるに政府は、憲法に保障された労働者の基本的権利である団体交渉権、争議権を公務員より剝奪し、本来

労働者と使用者との間で決定すべき賃金等は、政府のほしいままに行なわれております。このため、政府の賃金政策は特に公務員に顕著にあらわれ、経済界の要望をも入れて、公務員を低賃金のもとに押え、正当な賃金の支給を制約してまいりました。公務員より労働基本権を制限した代償として人事院が設けられておりますが、その人事院の給与勧告も、今回の内容を見れば明らかなように、公務員の生活を擁護するにはほど遠いものがございます。しかし、労働基本権を奪われ、政府と対等の立場でみずからの給与を決定することのできない公務員は、この人事院勧告による給与改善を唯一のよりどころとしておるのでありますけれども、その内容は、公務員にとってその生活を擁護するに足るものでなく、多くの不満を持ちながらも、最低限としてこれを完全実施することを長年の願望としてまいりました。しかるに政府は、この公務員の当然の要求を退けて、勧告の完全実施という課せられた義務を踏みにつけてまいりました。人事院のこのささやかな給与勧告すら完全に実施されないようでは、公務員は一体どこにその生活権の保護を求むべきなのか。憲法は、

「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定しております。この規定は、公務員にとっても空文となつてはならないのであります。政府みずからこれを空文化することは断じて許されないのであります。今回提出された給与法案についても、これを空文化するおそれのあるものであり、われわれはこれに断固反対せざるを得ないのであります。以下その理由を明らかにいたしたいと存じます。

反対の第一の理由は、今回の給与改定の内容がはなはだ不十分であり、公務員の要求にこたえていないという点であります。

人事院の給与報告にも述べているとおり、労働省の「毎勤統計」によると、昨年四月から本年四月までの国民間における常用労働者の賃金は一・四％の上昇を示しており、また、本年の春闘においては、好景気を反映して史上最高のベースアップが行なわれているのであります。しかるに、人事院の調査による本年四月における官民給与格差はわずかに五・七％という不可解な低い率を示しております。また、このように大幅な賃上げが行なわれた春闘の結果についても、わずか二・二％を公務員給与改定に反映させたのみであつ

て、今回の給与改定は民間の賃金に遠く及ばないものと言わざるを得ないのであります。公務員は、その生活を擁護するために、一律八千円の賃上げの要求をいたしております。これは最近の物価上昇、これに伴う公務員の生活のきびしさが一そう切迫していることを示しておるのであります。今回も政府は、この公務員の生活に根ざした最低の要求をも無視し、公務員の期待を全く裏切るものであります。

また、今回の給与改定は、上厚下薄がはなはだしくなっております。たとえば、指定職俸給表甲表については、一律二万円の引き上げが行なわれているのに対して、高校卒の初任給である八等級二号俸の引き上げ額はわずか一千百円となっており、その引き上げ率は今回の平均引き上げ率を下回るのみならず、昨年の改正率にも及んでおりません。人事院総裁がみずから人道上の問題とまで言っている行政職(口)の勤務職員に至っては、さらに一千円にも達しない引き上げ額となつているところがあるのであります。一たん縮まるかに見えた上下の格差は、今回の改定によって再び大きく開いてまいりました。はつきりと上位等級優遇の改善措置となつているのであります。

また、今回調整手当が新設され、官民給与格差の大きい地域に在勤する職員に支給されることになつておりますが、公務員が毎年要求している住宅手当の新設を無視し、調整手当の新設により住宅手当の新設の遷延をはかつておるのであります。政府の住宅対策、地価対策は遅々として進まず、一世帯一住宅の実現も早急に望み得べくもありません。公務員が住宅に困窮し、その手当の支給の要望はまことに切なるものがあるのであります。この住宅手当を無視し、新たに設けられた調整手当は、都市と農村との生活水準の格差を当然なものとし、これを一般化し、都市に勤務する公務員と地方に勤務する公務員との間に賃金の格差を設け、公務員の統一した賃金闘争の分断をねらつているのであります。また、この調整手当には、いわゆる管理職手当もその計算の基礎に入られて、ますます管理職を優遇し、上厚下薄に拍車をかけておるのが実情であります。

このように今回の給与改定は、公務員の生活を保障し、これを擁護するにはほど遠く、上厚下薄、指定職をはじめ上位等級を優遇し、下位等級にははなだ冷たい改定となつているのであります。

反対の第二の理由は、勧告の実施時期が本年もまた無視されたという点であります。

人事院は、昭和三十五年の勧告において、その実施時期についての従来の表現を改め、勧告を五月一日より実施すべきことを明らかにしております。それ以来、人事院勧告が行なわれること八回、いずれも実施時期を明示いたしておるのであります。人事院が実施時期を明示することは当然であります。人事院が実施時期を明示しないことも、官民給与格差の是正という勧告の本旨より見ますならば、官民給与格差の比較的行なわれた四月から実施することが理の当然であり、それで行なわなければ官民給与格差是正の本旨は達成されないものであります。いまさら申し上げるまでもなく、人事院勧告は、公務員に団体交渉権、争議権を認めない代償としての意味を持つものであつて、このためから勧告を完全に実施するのが原則であり、政府の当然の義務と言わなければなりません。政府も、従来より口を開けば人事院勧告は実施時期を含めてこれを尊重したい旨繰り返して言明しておるのであります。しかし、その言明にもかかわらず、政府は過去一度も完全に実施したことのないことは御承知のとおりであります。

公務員が当然受くべき給与を、政府に一方的に値切られたことによつて、公務員の受けた損失は昨年までで三千億円をこえると言われているのであります。人事院勧告の内容そのものが、従来より公務員の生活を十分保障するものでなく、これをさらに政府が値切ることによつて、給与改善率は勧告の改善率をはるかに下回り、毎年実質四％程度にとどまつております。物価の上昇にも及ばないのが実情であります。政府は、人事院勧告を完全に実施しない理由として、毎年繰り返し財政事情をあげております。しかしながら、人事院勧告に基づく公務員の給与改定は、財政上の理由によつて左右されるべき性質のものでないことは言うまでもないのであります。政府も、このことは十分承知の上のことであり、政府が完全に実施しない理由は財政事情にあるのではなく、公務員に対する給与政策、ひいては公務員給与を通じて一般労働者の賃金を低賃金に押えておこうとする政策のあらわれであるのであります。政府にこれを完全に実施しようとする意思がもしあれば容易に実現できる問題なのであります。

三公社五現業の職員の給与改定については、従

来完全実施をしていなかった政府が、昭和三十二年これを完全に実施する方針をまず定め、この方針に基づき、国営企業に勤務する職員の給与特例法に公共企業体等労働委員会の裁定があつた場合においては、その裁定を実施するために必要な金額を、予算で定められている給与総額をこえて支給することができるとの規定を設け、また、特別会計予算総則で裁定を実施する場合には、大蔵大臣の承認を受けて、経費の移用、流用、予備費の使用をすることができるとして以来、国鉄のごとく大きな赤字をかかえているところでも、裁定は毎年四月から完全に実施されていることを見て、このことは明らかな点であります。同じ公務員でありながら公務員公平の原則に反し、一般公務員の給与改定を五現業より数カ月おくらして政府は平然としているのが現状であります。このような原則、事実を照らし、人事院勧告を勧告どおり実施すべきであるということは、もはや世論の一致するところであります。

本年人事院勧告が出されるや、各有力新聞は一斉に論説を掲げ、勧告の完全実施を訴えておるのであります。ある新聞は、人事院勧告が公務

員給与を改定する唯一の方法である。給与をきめるための団体交渉権が公務員に認められていないことからみて、人事院勧告は内容どおり実施されなければならない。特にその実施時期については、政府は、財源難を理由に九月実施を繰り返しているけれども、これは筋が通らない。少々のところを値切つたりしないで、完全に実施すべきである。こういふふうに述べて、その他いづれも政府がその実施時期をおくらせていることは、まことに遺憾であると指摘しているのであります。国会においてもすでに衆、参両院の内閣委員会において、繰り返し人事院勧告を完全に実施すべき旨の附帯決議が行なわれております。特に本年は、去る十月二十日に開かれた内閣委員会において、一般職の給与に関する人事院勧告に対し、「公務員給与については、人事院勧告を尊重し、これを完全に実施すべきである。よつて政府はこの主旨に基づき、これが完全に実施されるよう最善を尽くすべきである。」との異例の決議を行ない、国会の人事院勧告に対する意思として政府に申し入れをしているのであります。このように、世論、国会の意思、すべて人事院勧告を完全に実施すべき

ことを要求しているにもかかわらず、ひとり政府のみ世論を無視し、国会の意思を軽視して頑迷にこれを拒否し続けてきた。みずから使用者としての任を果たさず、公務員を低賃金に押えておくことは、もはや断じて許されないと考えてあります。しかも、政府は、公務員が人事院勧告の完全実施を要求し、やむにやまれず休職闘争を行なわんとすれば、官房長官の談話を発表して、絶対にかかる行為を行なわないようにと警告し、その参加者に対しては厳罰をもつて臨んできているのであります。政府は、公務員に対しては順法精神を押しつけ、みずからは憲法の精神に違反して、毎年実施時期を切り捨ててきている。このような政府に、公務員に警告し、処罰するなどという一休資格がありませんか。かくては、公務員の勤労意欲も低下して、国政の効率化は期待できず、国家としても大きな損失を受けることになるではありません。

さらに政府は、公務員給与改定に関する閣議決定にあたり、公務員の補充を最小限度にとどめ、また、今後の行政事務の消長に対しては配置転換を強力に行ない、もつて総定員を計画的に縮減す

ることを決定しております。かくのごとく、一方で公務員給与を値切り、他方で公務員の定員の縮減を行ない、その労働強化をいっているという政府のこの政策は、公務員の労使関係を政府みずから阻害するものであって、これが現佐藤内閣の公務員に対する真の姿であると言わなければならぬのであります。われわれの断じて容認できないところであります。ここに私は、政府がすみやかにこの誤った姿勢を正し、使用者としてあるべき姿を打ち立てるよう強く猛省を促しまして、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 鬼木勝利君。

〔鬼木勝利君登壇、拍手〕

○鬼木勝利君 私は、公明党を代表いたしまして、ただいま議題となっております政府提出の給与三法律案に対し、反対の意を表明するものであります。

人事院が毎年、官民給与の格差是正を行なうため、公務員の給与改定の勧告をいたしておりますことは、御承知のとおりであります。最近における消費者物価の高騰、生計費の上昇、あるいは民間給与の上昇率を見ますと——人事院勧告の内容をこの際これに照らし合わせましてしさいに検討いたしてみますというところ、公務員の生

活の安定、向上をはかる上において、はなはだ不十分なものがございます。しかも、今回の改定にあたりましては、上厚下薄の傾向が一そう濃厚となっております。上位等級の改善に比し、下位等級の改善ははなはだ低額になっておりまして、昨年の改善額にも及ばないという事実を示しております。今回の給与改定案の内容には、かくのごとき大きな欠陥と不満の点がありまして、とうてい、われわれの納得することのできないところであります。

特に私どもの最も遺憾にたえないところは、本年も、またまた勧告の実施時期が尊重されていないということでございます。政府は、従来より、口を開けば、人事院の勧告を尊重するとあえて言

明いたしておりますが、人事院発足以来、いまだかつて一度も、完全実施が行なわれたためしがなく、人事院勧告無視もはなはだしく、まことにもって遺憾きわまりないと、私は申し上げたいのであります。人事院は、中立的な第三者機関として、公正かつ公平に公務員の給与を決定し、国会及び内閣に対して勧告を行なうと同時に、公務員を守る唯一の保護機関としてその役割りを果たすべき使命を持っているということは、私が申し上げ

げるまでもないところでございます。すなわち、人事院は、公務員の団体交渉権、争議権の代償として設置されたものであることは、いまさら私がちようちようとして申し上げるまでもないことであります。政府はこれを完全に実施するのが原則であり、政府の義務であります。三歳の童子でもわかるはずであります。しかるに、しかるにです、政府は、政府自体の経済政策の失敗によって、現下経済界の不況を招いて、公務員の生活は極度に逼迫いたしております。その公務員の生活を擁護し

得ないというふうな、そういうことは、まさに政府・自民党の責任と私は断ぜざるを得ないと思っております。

政府は、完全実施をしない理由をいたしまして、毎年のごとく財政事情をあげております。完全実施をしないその真の理由は、決して財政の理由ではない。財政の問題ではなく、政府自体のこれは明らかに怠慢であり、無責任きわまる政府の態度だと、私は断ぜざるを得ないのであります。このことにつきましては、すでに内閣委員会におきましてもしばしば指摘いたしたところであります。明らかとなっております。まさに政府自体の、これは無責任きわまらない態度であります。

けだし、政府がこれを完全に実施しようという誠意がありますならば、また、その努力があるならば、実現できるということは、これは、だれが考えてもわかるところでございます。財政の理由ではありません。政府みずからの怠慢であり、不誠意からきたことであると、私は重ねて断言したいのであります。

来年度よりは当初予算に計上すると、かように政府は申しておりますけれども、当然過ぎるほど当然のことであって、当初予算にこれを計上して、公務員の生活を完全に守ることが政府の責務であります。政府は、完全実施の方針をすみやかに樹立いたしまして、来年度よりは、これが実現に万全の措置を講じますよう、私は切に要望するものであります。

以上申し述べました理由によりまして、わが党といたしましては、人事院勧告を無視した、こうした三法案に対しましては、断固として反対するものであります。

以上、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

昭和四十二年十二月二十二日 参議院会議録第七号

議事日程追加の件 昭和四十二年分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案

一〇八

これより採決をいたします。

三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、三案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、

昭和四十二年分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長仲原善一君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和四十二年分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年十二月十九日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

昭和四十二年分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案

昭和四十二年分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律

昭和四十二年分の地方交付税については、昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律(昭和四十二年法律第四十六号)第五条第四

項の規定を適用した場合における地方交付税法

(昭和二十五年法律第二百一十一号)別表に定める単位費用は、次の表に定めるところによる。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一 警察費	警察職員数	一人につき 一、〇八九、〇〇〇円
	二 土木費	道路の面積	一平方メートルにつき 四三二、〇〇〇円
	1 道路橋りょう費	道路の延長	一メートルにつき 六九、〇〇〇円
	2 河川費	河川の延長	一メートルにつき 一二七、五〇〇円
市	3 港湾費	港湾(漁港を含む)の延長	一メートルにつき 四、三二〇、〇〇〇円
	4 その他の土木費	港湾(漁港を含む)の延長	一メートルにつき 一、二五〇、〇〇〇円
	3 教育費	海岸保全施設の延長	一メートルにつき 三六四、〇〇〇円
	1 小学校費	教職員数	一人につき 五一六、二〇〇円
町	2 中学校費	学校数	一校につき 一〇九、〇〇〇円
	3 高等学校費	教職員数	一人につき 四九一、四〇〇円
	4 その他の教育費	生徒数	一人につき 一〇九、〇〇〇円
	1 厚生労働費	生徒数	一人につき 八五六、二〇〇円
村	2 生活保護費	人口	一人につき 七、八三〇、〇〇〇円
	3 社会福祉費	人口	一人につき 一七二、〇〇〇円
	4 衛生費	人口	一人につき 一六三、〇〇〇円
	1 生活保護費	町村部人口	一人につき 五三八、〇〇〇円
支庁	2 社会福祉費	人口	一人につき 二〇五、〇〇〇円
	3 衛生費	人口	一人につき 四六六、〇〇〇円
	4 厚生労働費	人口	一人につき 一六三、〇〇〇円
	1 生活保護費	人口	一人につき 五三八、〇〇〇円

昭和四十二年十二月二十二日 参議院會議録第七号 昭和四十二年度分の地方交付税の單位費用の特例に関する法律案

4 労働費	工場事業場労働者数	一人につき	五四六〇〇〇
5 産業経済費	失業者数	一人につき	九七、六〇〇〇〇
1 農業行政費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	六、一〇〇〇〇
2 林野行政費	農家数	一戸につき	六、七四〇〇〇
3 水産行政費	林野の面積	一ヘクタールにつき	一、二一六〇〇
4 商工行政費	水産業者数	一人につき	二一、四〇〇〇〇
6 その他の行政費	商工業の従業者数	一人につき	一、一九八〇〇
1 徴税費	道府県税の税額	千円につき	一二六〇〇〇
2 恩給費	恩給受給権者数	一人につき	五〇、二〇〇〇〇
3 その他の諸費	人口	一人につき	六五六〇〇
7 災害復旧費	面積	一平方キロメートルにつき	一八〇、〇〇〇〇
8 特定償還費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	千円につき	九五〇〇〇
9 特別事業償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金	千円につき	二五〇〇〇
1 消防費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	七二〇〇
二 土木費	人口	一人につき	六八二〇〇
1 道路橋りょう費	道路の面積	一平方メートルにつき	一八〇〇
	道路の延長	一メートルにつき	三二五〇

市町村

2	港灣費	港灣（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長	一メートルにつき	四、〇三〇〇〇
3	都市計画費	港灣（漁港を含む。）における外かく施設の延長 都市計画区域における人口	一メートルにつき 一人につき	一、二五〇〇〇 一一六〇〇
4	下水道費	土地区画整理事業の施行地区の面積 人口集中地区人口	一平方メートルにつき 一人につき	三六〇 一七二〇〇
5	その他の土木費	人口	一人につき	一七七〇〇
三 教育費				
1	小学校費	児童数	一人につき	二、三八〇〇〇
		学級数	一学級につき	一六四、〇〇〇〇
		学校数	一校につき	九一〇、〇〇〇〇
2	中学校費	生徒数	一人につき	二、五〇〇〇〇
		学級数	一学級につき	一七二、七〇〇〇
		学校数	一校につき	九六二、〇〇〇〇
3	高等学校費	教職員数	一人につき	七七〇、〇〇〇〇
		生徒数	一人につき	七、七六〇〇〇
4	その他の教育費	人口	一人につき	四三〇〇〇
四 厚生労働費				
1	生活保護費	市部人口	一人につき	四四九〇〇
2	社会福祉費	人口	一人につき	一五八〇〇
3	保健衛生費	人口	一人につき	一七六〇〇
4	清掃費	人口	一人につき	五四七〇〇
5	労働費	失業者数	一人につき	九七、六〇〇〇
五	産業経済費			

昭和四十二年十二月二十二日 参議院會議録第七号

昭和四十二年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案 議事日程追加の件 裁判官の報酬等に関する法律案の一部を改正する法律案外一件

一一〇

1 農業行政費	2 商行政費	3 その他の産業経済費	4 その他の行政費	5 徴税費	6 戸籍住民登録費	7 その他の諸費	8 災害復旧費	9 特定償還費	10 刃地対策事業費	11 特別事業償還費
農家数	商工業の従業者数	林業、水産業及び鉱業の従業者数	市町村税の税額	本籍人口	世帯数	人口	面積	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	公共事業費等特定の事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金	刃地対策事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金
一戸につき	一人につき	一人につき	千円につき	一人につき	一世帯につき	一人につき	一平方キロメートルにつき	千円につき	千円につき	千円につき
五、五九〇〇〇	四三九〇〇	三、七〇七〇〇	一三四〇〇	七〇〇〇	三〇〇〇〇	一、四二六〇〇	三五三、〇〇〇〇〇	九五〇〇〇	二五〇〇〇	六五〇〇

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和四十二年度における地方財政の特別措置に關する法律第三條第一項の規定を適用する場合

合には、同項に規定する財源不足額は、この法律の施行前までに各都道府県に対して交付された同法第二條第三項の第一種交付金の額の算定に用いた財源不足額によるものとする。

〔仲原善一君登壇、拍手〕

○仲原善一君 ただいま議題となりました昭和四十二年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、地方公務員の給与改定並びに緊急に必要とされている通学路交通安全施設の整備等の事業に要する経費の財源を、地方交付税における基準財政需要額の算定を通じて地方団体に交付するため、昭和四十二年度分の地方交付税の単位費用について、その特例を定めることをおもなる内容とするものであります。

委員会におきましては、慎重に審査いたしました。が、詳細は会議録をらん願いたいと存じます。質疑を終局いたしました。討論に入りまして、ところ、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、

(いずれも内閣提出、衆議院送付)、以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。法務委員長北條尚八君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和四十二年十一月十九日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「二十三万円」を「二十五万円」に改める。

別表を次のように改める。

別表

				判 事								その他の高等裁判所長官	東京高等裁判所長官	最高裁判所判事	最高裁判所長官	区 分	報 酬 月 額
四 号	三 号	二 号	一 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号						
七五、五〇〇円	八二、七〇〇円	九一、三〇〇円	一〇三、一〇〇円	一一〇、〇〇〇円	一三四、〇〇〇円	一四七、〇〇〇円	一六一、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二四〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円	三二〇、〇〇〇円	四〇〇、〇〇〇円	五五〇、〇〇〇円		

簡易裁判所判事										判 事 補									
十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	十 二 号	十 一 号	十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号		
六八、五〇〇円	七五、五〇〇円	八二、七〇〇円	九一、三〇〇円	一〇三、一〇〇円	一〇九、一〇〇円	一三四、〇〇〇円	一四七、〇〇〇円	一六一、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円	三九、八〇〇円	四二、一〇〇円	四六、一〇〇円	四九、〇〇〇円	五五、三〇〇円	五八、五〇〇円	六三、六〇〇円	六八、五〇〇円		

十一号	六三、六〇〇円
十二号	五八、五〇〇円
十三号	五五、三〇〇円
十四号	四九、〇〇〇円
十五号	四六、一〇〇円
十六号	四二、一〇〇円
十七号	三九、八〇〇円

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の裁判官の報酬等に関する法律（以下「改正後の法律」という。）の規定は、昭和四十二年八月一日から適用する。

2 最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官に対する改正後の法律第二条の規定の昭和四十三年四月一日以降における適用については、同法別表に掲げる報酬月額はいずれも、その額に、同日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては当該官職についての昭和四十二年七月三十一日における裁判官の報酬等に関する法律第九条の規定に基づく四級地（裁判官の暫定手当に関する規則（昭和三十二年最高裁判所規則第九号）に規定する支給地域の区分が四級地である地域をいう。）に係る暫定手

当の月額（以下「四級地支給額」という。）に二十分の三を乗じて得た額に相当する額を、昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては四級地支給額に二十分の九を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日以降においては四級地支給額に二十分の十五を乗じて得た額に相当する額をそれぞれ加えた額に読み替えるものとする。

3 判事、判事補及び簡易裁判所判事に対する改正後の法律第二条及び第十五条の規定の昭和四十三年四月一日以降における適用については、同法別表に掲げる報酬月額及び同条に定める報酬月額は、いずれも、その額に、同日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては当該報酬月額を受ける裁判官についての昭和四十二年七月三十一日における裁判官の報酬等に関する

る法律第九条の規定に基づく三級地（裁判官の暫定手当に関する規則に規定する支給地域の区分が三級地である地域をいう。）に係る暫定手当の月額（以下「三級地支給額」という。）に五分の一を乗じて得た額に相当する額を、昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては三級地支給額に五分の三を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日以降においては三級地支給額に相当する額をそれぞれ加えた額に読み替えるものとする。

4 裁判官が昭和四十二年八月一日以降の分として支給を受けた報酬その他の給与は、改正後の法律の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十二年十二月十九日
衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律
検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。
第四条中「扶養手当」の下に、「調整手当」を加える。
別表を次のように改める。

別表

区分	俸給月額
検事総長	四〇〇、〇〇〇円
次長検事	二六〇、〇〇〇円
東京高等検察庁検事長	二七〇、〇〇〇円
その他の検事長	二六〇、〇〇〇円
一 号	二四〇、〇〇〇円

検

事

十九号	十八号	十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号
四二、一〇〇円	四六、一〇〇円	四九、〇〇〇円	五五、三〇〇円	五八、五〇〇円	六三、六〇〇円	六八、五〇〇円	七五、五〇〇円	八二、七〇〇円	九一、三〇〇円	一〇三、一〇〇円	一二〇、〇〇〇円	一三四、〇〇〇円	一四七、〇〇〇円	一六一、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円

副

検

事

十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	二十号
三三、一〇〇円	三六、一〇〇円	三九、八〇〇円	四二、一〇〇円	四六、一〇〇円	四九、〇〇〇円	五五、三〇〇円	五八、五〇〇円	六三、六〇〇円	六八、五〇〇円	七五、五〇〇円	八二、七〇〇円	九一、三〇〇円	一〇三、一〇〇円	一〇九、一〇〇円	一三四、〇〇〇円	三九、八〇〇円

昭和四十二年十二月二十二日 参議院會議録第七号

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外一件 議事日程追加の件 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

一一四

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の検察官の俸給等に関する法律(以下「改正後の法律」という。)の規定は、昭和四十二年八月一日から適用する。

2 検事総長、次長検事及び検事長に対する改正後の法律第二条の規定の昭和四十三年四月一日以降における適用については、同法別表に掲げる俸給月額、いずれも、その額に、同日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては当該官職についての昭和四十二年七月三十一日における検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十七号。以下「法律第五十七号」という。)附則第三項の規定に基づく四級地(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十四号。以下「法律第五十四号」という。)附則第十六項に規定する地域区分が四級地である地域をいう。)に係る暫定手当の月額(以下「四級地支給額」という。)に二十分の三を乗じて得た額に相当する額を、昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては四級地支給額に二十分の九を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日以降においては四級地支給額に二十分の十五を乗じて得た額に相当する額をそれぞれ加えた額に読み替えるものとする。

3 検事及び副検事に対する改正後の法律第二条の規定の昭和四十三年四月一日以降における適用については、同法別表に掲げる俸給月額は、いずれも、その額に、同日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては当該俸給月額を受ける検察官についての昭和四十二年七月三十一日における法律第五十七号附則第三項の規定に基づく三級地(法律第五十四号附則第十六項に規定する地域区分が三級地である地域をいう。)に係る暫定手当の月額(以下「三級地支給額」という。)に五分の一を乗じて得た額に相当する額を、昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては三級地支給額に五分の三を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日以降においては三級地支給額に相当する額をそれぞれ加えた額に読み替えるものとする。

4 検察官が昭和四十二年八月一日以降の分として支給を受けた俸給その他の給与は、改正後の法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

〔北條尚八君登壇、拍手〕

○北條尚八君 ただいま議題となりました裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する

法律案について、法務委員会における審議の経過と結果を報告いたします。

二法案の要旨は、一般の政府職員に対する給与の改善に対応して、裁判官の報酬と検察官の俸給を同様に増額し、本年八月一日にさかのぼって適用すること等であります。

委員会における質疑については、會議録によって御承知を願います。

質疑を終わり、討論には別に発言もなく、次いで二法案を一括採決の結果、いずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって、両案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員

長徳永正利君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和四十二年十二月二十二日

衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗雄三殿

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭和三十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「秘書官の五号俸の俸給月額」を「秘書官の五号俸の俸給月額を受ける秘書官の俸給月額」に、「六等級十一号俸の俸給月額」を「六等級十一号俸の俸給月額を受ける職員(秘書官)の俸給月額」に改める。

第四条第二項中「三分の四」を「三分の五」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、附則第三項の規定を除き、昭和四十二年八月一日から適用する。

2 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員に同法第十一条の三に規定する調整手当が支給される間は、国会議員の秘書の給料等に関する法律

第一条中「六等級十一号俸の俸給月額を受ける職員に一般職の職員の給与に関する法律第十一

条の三第二項第一号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額」と読み替えて、同条の規定を適用する。

3 改正前の国会議員の秘書の給料等に関する法律及び国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第七十八号）附則第二項の規定に基づいて昭和四十二年八月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に国会議員の秘書に支払われた給料、期末手当及び勤勉手当は、改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律の規定による給料、期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

4 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第七十八号）附則第二項の規定に基づいて昭和四十二年八月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に国会議員の秘書に支払われた給料、期末手当及び勤勉手当は、改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律の規定による給料、期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

号）の一部を次のように改正する。
附則第二項を削り、附則第三項を附則第二項とする。

本案施行に要する経費は、昭和四十二年年度において、約八千七百万円であつて補正予算に計上済みである。

「徳永正利君登壇、拍手」
○徳永正利君 ただいま議題となりました法律案は、議員秘書の給料につきまして政府職員の給与改定に伴い、自動的に改められるのであります。が、本案の内容は、

一、暫定手当の一部を政府職員に準じて給料に繰り入れることができるようにしたこと。
二、毎年三月に支給される勤勉手当を〇・一カ月分増額すること。
三、いわゆる第二秘書について、調整手当に相当する額を給料に加える措置を講じたことなどであり、

委員会におきましては、審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）
○議長（重宗雄三君） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長（重宗雄三君） 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決せられました。本日はこれにて延会いたします。

午後六時十一分延会

出席者は左のとおり。

議員

議長	重宗 雄三君
副議長	河野 謙三君
議員	鬼木 勝利君
	原田 立君
	黒柳 明君
	矢追 秀彦君
	中沢伊登子君
	石本 茂君

市川 房枝君	中尾 辰義君
浅井 亨君	片山 武夫君
高橋文五郎君	大森 久司君
岡本 悟君	田代富士男君
二宮 文造君	北條 雋八君
和田 鶴一君	多田 省吾君
宮崎 正義君	小平 芳平君
前田佳都男君	吉江 勝保君
豊田 雅孝君	鈴木 一弘君
山田 敏一君	伊藤 五郎君
白井 勇君	白木義一郎君
寺尾 豊君	笹森 順造君
植竹 春彦君	新谷寅三郎君
佐藤 隆君	菅野 儀作君
佐藤 一郎君	林田悠紀夫君
山本茂一郎君	山内 一郎君
奥村 悦造君	楠 正俊君
黒木 利克君	小林 章君
内田 芳郎君	藤田 正明君

横井 太郎君	山崎 齊君	二木 謙吾君	川野 三曉君	増原 恵吉君	鹿島守之助君	中村 英男君	大河原 一次君
岸田 幸雄君	林 塩君	柳田桃太郎君	宮崎 正雄君	小山邦太郎君	重政 庸徳君	伊藤 顕道君	加瀬 完君
長谷川 仁君	野知 浩之君	船田 譲君	平泉 渉君	高橋 衛君	吉武 恵市君	松平 勇雄君	劔木 亨弘君
源田 実君	木村 陸男君	八田 一朗君	西村 尚治君	廣瀬 久忠君	鈴木 市藏君	小柳 牧衛君	紅露 みつ君
稻浦 鹿藏君	江藤 智君	國田 清光君	近藤英一郎君	達田 龍彦君	前川 旦君	小酒井義男君	光村 甚助君
大竹平八郎君	大谷藤之助君	田村 賢作君	高橋雄之助君	竹田 現照君	山崎 昇君	久保 等君	大和 与一君
鈴木 万平君	竹中 恒夫君	北畠 教真君	金丸 富夫君	木村美智男君	村田 秀三君	岩間 正男君	須藤 五郎君
天坊 裕彦君	沢田 一精君	小林 篤一君	久保 勘一君	小野 明君	任田 新治君	野坂 参三君	春日 正一君
横山 フク君	岡村文四郎君	温水 三郎君	木島 義夫君	内藤菅三郎君	中村喜四郎君	森 勝治君	鈴木 力君
大谷 賛雄君	青柳 秀夫君	柴田 栄君	後藤 義隆君	沢田 政治君	矢山 有作君	中村 波男君	川村 清一君
平島 敏夫君	堀本 宜実君	中野 文門君	仲原 善一君	野々山二三君	米田 正文君	大橋 和孝君	稲葉 誠一君
塩見 俊二君	徳永 正利君	西田 信一君	津島 文治君	山本 杉君	松本 賢一君	吉田忠三郎君	渡辺 勘吉君
近藤 鶴代君	石原幹市郎君	青田源太郎君	井川 伊平君	鹿島 俊雄君	村上 春藏君	小林 武君	鶴岡 哲夫君
上原 正吉君	古池 信三君	迫水 久常君	田中 茂穂君	櫻井 志郎君	谷口 慶吉君	林 虎雄君	中村 順造君
郡 祐一君	杉原 荒太君	堀原 茂嘉君	山本 利壽君	大矢 正君	森中 守義君	千葉千代世君	野上 元君
平井 太郎君	斎藤 昇君	八木 一郎君	森 八三一君	木内 四郎君	小林 武治君	武内 五郎君	山本伊三郎君
森部 隆輔君	日高 広為君	三木與吉郎君	林屋龜次郎君	鍋島 直紹君	赤間 文三君	北村 暢君	鈴木 強君

國務大臣

阿部 竹松君	藤田 藤太郎君
鈴木 壽君	永岡 光治君
秋山 長造君	藤田 進君
成瀬 幡治君	近藤 信一君
佐多 忠隆君	岡田 宗司君
藤原 道子君	松澤 兼人君
羽生 三七君	
法務大臣 赤間 文三君	
自治大臣 赤澤 正道君	
國務大臣 田中 龍夫君	
國務大臣 増田 甲子七君	

昭和四十二年十二月二十二日 参議院會議録第七号

一一八

明治三十五年三月三十一日
第三号郵便物認可

定価 一部 二十五円
（ただし長篇紙は三十円）
（送料別）

発行所

東京都港区赤坂美町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二（火）